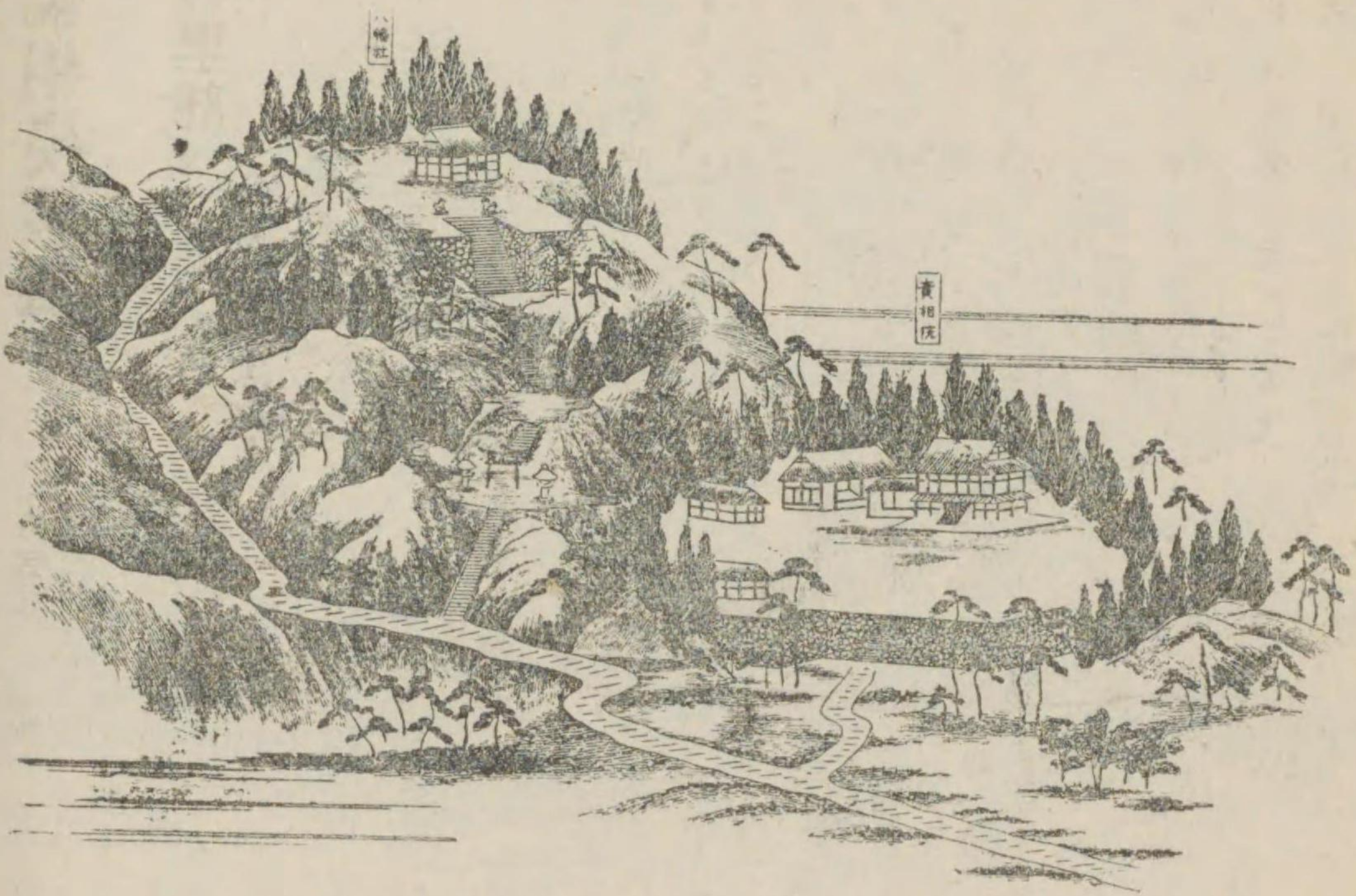


八幡社之圖



東方中野村に達す、水路村内にかゝること、凡廿七八町六十間に達す。

○八幡宮 別當圓通院村修驗村中の鎮守なり、八月十五日を例祭とす、勸請の年曆を傳へずといへども如何にも物さびたる舊跡と見えたり、盤根を路となし、石を階となして登る事數十仞、古木蒼翠として神祠は高燥の地にあり、南には蒼松森々として雲を凌ぎ、北には赤崖數仞、其下には淵々たる深淵あり、相模川の流は激瑞瀆沫谷間に盤回せり、△第六天 △御嶽 △稻荷 △山王

○實相院 亦野山東福寺と號す、古義眞言宗千木良村開山頼久永祿三年化

○圓藏寺 大悲山眞藏院と號す、同開山宿暹月日知れず本尊地藏、△觀音堂 ○十

王堂 村民持、

○舊家彦四郎 尾崎を氏とす、先祖尾崎掃部助は北條家に仕ふ〔役帳〕に日連村、六貫二牧野村伏馬田の城址は即掃部助が居城と言傳ふ、天正十八年北條氏亡て後此地に移住し、累世相續して里民に長たり、北條家より祖先小崎彦六彦六は掃部助の初名なるや否、或は掃部助が嫡子にもありしや、家系無れは其詳なることを知らず、又按ずるに、尾崎を小崎と書すに賜はる所の感狀一通、今猶家に傳ふ全文は藝文部に載す

○高札場 ○小名 △二郎根仁呂字綱〔甲陽軍鑑〕垂尾根に作る △稻生伊奈 △沼 △石ヶ澤 △喜登宇豆久

新編相模國風土記稿卷之百二十一 之終

新編相模國風土記稿卷之百二十一 之

村里部 津久井縣卷之七

毛利庄

○長竹村那賀多計牟良 舊と一村にして後世分て上下二村となる、然れども田園山林及び民家に至まで駁雜して上下の經界を分ちがたし、仍て今茲に上下に村をすべて綴る、江戸より十六里、佐野川村石楯尾神社縁起に曰、八十二代、後鳥羽天皇御宇建久五甲寅年三月十五日、鎌倉將軍源頼朝公當御山御信仰に付、武運長久の爲御山本宮前社共御造營あり、三浦津久井二郎勤之、亦同國東長竹に於て御旅所百町餘、御寄進有之と云々、されば當村建久の頃は石楯尾神社の神領なりし事と見えたり按ずるに、星しき其傳へもなければ今徒に舊記の存する事を載するのみ、北條氏割據の頃は井上帶刀左衛門知行せり〔役帳〕に曰、三貫文長竹之村井上帶刀左衛門今は大久保加賀守忠眞領分なり御入國後御代官遷替及び領主の沿革は牧野村に同じ、古檢地は總説に述るが如し、其後享保十八年萩原源八郎新田高二十七石一斗四升二合、を檢地す、明和三年・同六年江川太郎左衛門英征、新田

明和三年の改高、三斗七升五合、戸數二百廿二外に同六年の改高、七斗九升九合、を檢地す、

一、東西廿六町南北廿四町、一は異方志田峠より西方青山村に達す、村内を經る事凡三十町間程、其一は同く異方より來る一條、石ヶ澤にて兩岐し、乾の方に亘り北方の根通りを經て根小屋・青山兩村の間に達す、村内を經る事凡三十三、路幅狭小にして通行難し、是を古街道と唱へ或は信玄道と呼ぶ信玄道は當村より西方青山村、又野村、三若柳村反畑鼠坂の關に係り、夫より日連川を渡り、寸澤嵐村

○志田峠 御林山なり 反別六十 陟降凡七八町許 愛甲郡厚

より縣内往還の峠なり 七町六反 陟降凡七八町許 木荻野邊

○三増峠 是峠志田峠より東方に

續き同じく御林山なり陟降前に同じ 志田峠三増峠の間に

云此邊おしなべて志田山と唱へ、長松茂生し嶮岨崔嵬

萬木灌叢せり、其間凡一里許、三増峠は當村と愛甲郡

三増村の間に接したる境上の峠なり、三増村は峠已東



二十町許にあり、是邊はおしなべて永祿十二年十月武田信玄の諸軍、北條氏康が麾下の諸將と合戦せし所に世に所謂三増合戦の古戰場これなり 按ずるに武徳編正十八年七月廿九日、神君小田原を被發甲相の境、三増特永祿の戰場を御覽有て、此山森々たらず、輝山故信玄備を疊て押通り、輒北條勢を討破所なり、此山敵國の境なれば北條兼て不可油斷處に彼家武備廢略にして、年來林と成不置故、敗軍に及べり、雉木植込置に於ては敵國の備を設事不輒、氏直が利運たるべき也、自今以來此山に木を植て森々と可成旨、安藤彦兵衛直次・彦坂小判部光正・小栗忠左衛門久次に被命、路次悠々と放鷹の興を遂げたまふと云々、されば是山の森々と生ひ茂りたるは、大神君台慮の厚きこと知ぬべし、又永祿の昔と今の山勢同じからざることを推て知ぬべし、〔甲陽軍鑑〕に曰信玄公小田原表利運に被成、十月六日に引取たまふ事、四郎勝頼陣がりを被成候て、田村大かみと云ふ所に陣取、鎌倉鶴岡へ社参有べきとの沙汰なり、是を小田原氏康父子誠と思ひ信玄鎌倉へ越候は、跡より取つみ武田勢を一人も残さず討取申べしとて、信玄公のきたこふに、北條衆小田原を出てくひとむる事なし、さありて信玄公のまじきとありて、生捕に問たまへば、彼到下を取りける衆は北條陸奥守・同舎弟安房守、其外忍衆須谷衆、江戸川越衆、碓氷・さくらがね、岩付・玉繩の北條上總守如此、北條むれとの侍、大將都合二萬あまりみませ下を取切居申候由、信玄公閉召さらば見滿せへ押懸候へ、子細は氏康父子居られてさへ、信玄と一戦なりかね申べきに、まして家中の各計をもつて合戦なるまじく候、若防戦彼等計にて仕候は、信玄勝利疑あるまじきとありて七日にみこ瀬へ押寄らるゝ惣手の小荷駄、あとの小田原勢を

氣づかひ、惣軍左のかたをかね用といふ所までをしかけにまかれと、小荷駄奉行甘利殿衆に被仰付故、そり用つたま田まはかね田のうしろ谷の上より靜に物見を仕る、甘利衆の覺の武士八騎、米倉丹後・江田加賀・田中淡路・井上文左衛門・水野四郎右衛門・佐々木十左衛門・木内六郎左衛門・青木彌惣左衛門、此八人馬をはやめて中津川を乗こし、牛飼と云ふ所へ坂を乗あげ候を見て、設樂越前親子馬をはやめてにげ候、八町計をいて甘利衆八騎も歸る、其後信玄公みませへつきたまへば、北條衆は陣屋をあげ、中津川をこしはらばら山へ落る、信玄公内藤修理をめし、小荷駄奉行を被仰付、内藤申はわら上野の郡代に指置なされ候へば、關東むきの御働に懸る御さきひくに殿かりと申候、信玄公被仰は先年北越の輝虎、小田原へ發向尋常仕候へども、分別うすうして引時、敗軍するは第一に小荷駄を切くづされて敗軍なれば、明日の小荷駄奉行、信玄が仕度と存する也、馬場美濃守はたゞ五十騎つれてまいり候へば、是はあまり小勢なり、うしろの甲州へ通る路次五町計に敵のもちたるつくろの城あり、明日の小荷駄奉行は内藤修理小荷駄奉行也、小幡尾張守のまよと云所へ引こし、つくろの城のをさへと被仰付、小幡は五百騎の大將なれども信玄公御意をもつて留守に三百騎をき、二百騎つれ来る故、雜兵共二千二百の人数をもつて、つくろをさゆる山縣三郎兵衛を始、隨分の侍大將を八頭ゆらくんとありて、眞田澤のうへをとをりにろねへ出て、それより眞田澤へおり返して、敵の後よりかゝれと被仰付、みま瀬到下筋は淺利なり、味方右の方方は栗澤ふかほりを右にみて返せば、二つの澤を左にありて、備候へとて、これをば小勢なれども、弓矢功者のよき名人故

馬場美濃守、二の手は四郎勝頼公と定、殿がりの池利備會根下野檢使にこしたまふ、馬場美濃備へ、眞田喜兵衛をこしたまふ、勝頼公御備は三枝善右衛門をこしたまふ、残り御旗本組共にのけて、十五備夜中二みませの山にあがり、御定の如く御旗本弓手馬手うしろに五備づつたてべく候、典厩は小荷駄奉行の内藤修理、さてはゆうぐんの山縣をはじめ、各よき所へ首尾するを見定、典厩任る相圖の具、小旗次第三手の殿かり返して戦ひ始よと、八月初に甲州にて關東國の繪圖をもつて大方諸侍大將の定也、七日の晩御中間頭先衆へふれに明日は北條氏康父子の旗本を見付、すは一戦無用とふれ申候十月八日には信玄公かれて御定の如く、小幡は志田澤上の山を祖傳へに沼へ押通る、其跡につき山懸押候へば、山縣につき七頭も祖傳に押、小荷駄奉行内藤は能小荷駄を勝り、みまき坂の脇をのぼる、信玄公は御旗本組共に十六備を高く山へあけ、見ませ下を左に見て備なされ候、關東北條家の衆弓矢の積うは氣にきたる度々戦候へ共、氏康公より大敵にてもよは敵強敵にて少敵にあひつけ候故、小幡山縣かふまへ所ありて、祖傳に押をみては追つめられ候故、二三町道をさがるををそく思ひ、道もなき所をゆきて、人数をたて、信玄の山よりつたひてにがし申べきとの事なりと云、内藤が道のわきをよき小荷駄あくるをみては、もだへこがれて我意地ましに、にぐるときたして北條家の衆、競かゝつて武田勢をくひとむるに、北條家にも玉繩の城主北條上總は、弓矢功者なれば、かさつになつて氏康父子、旗本をいそぎをしつけ被成よと、はや馬をもちて使を被候、信玄公弓矢を取て我朝に多御坐なき名大將にてましますば、北條上總が備よりはや馬乗二騎あといゆくを御覽し、氏康父子にいそぎをしつけられよと云使也、敵の内にも北條左衛門大夫、本意の弓矢功者なれば

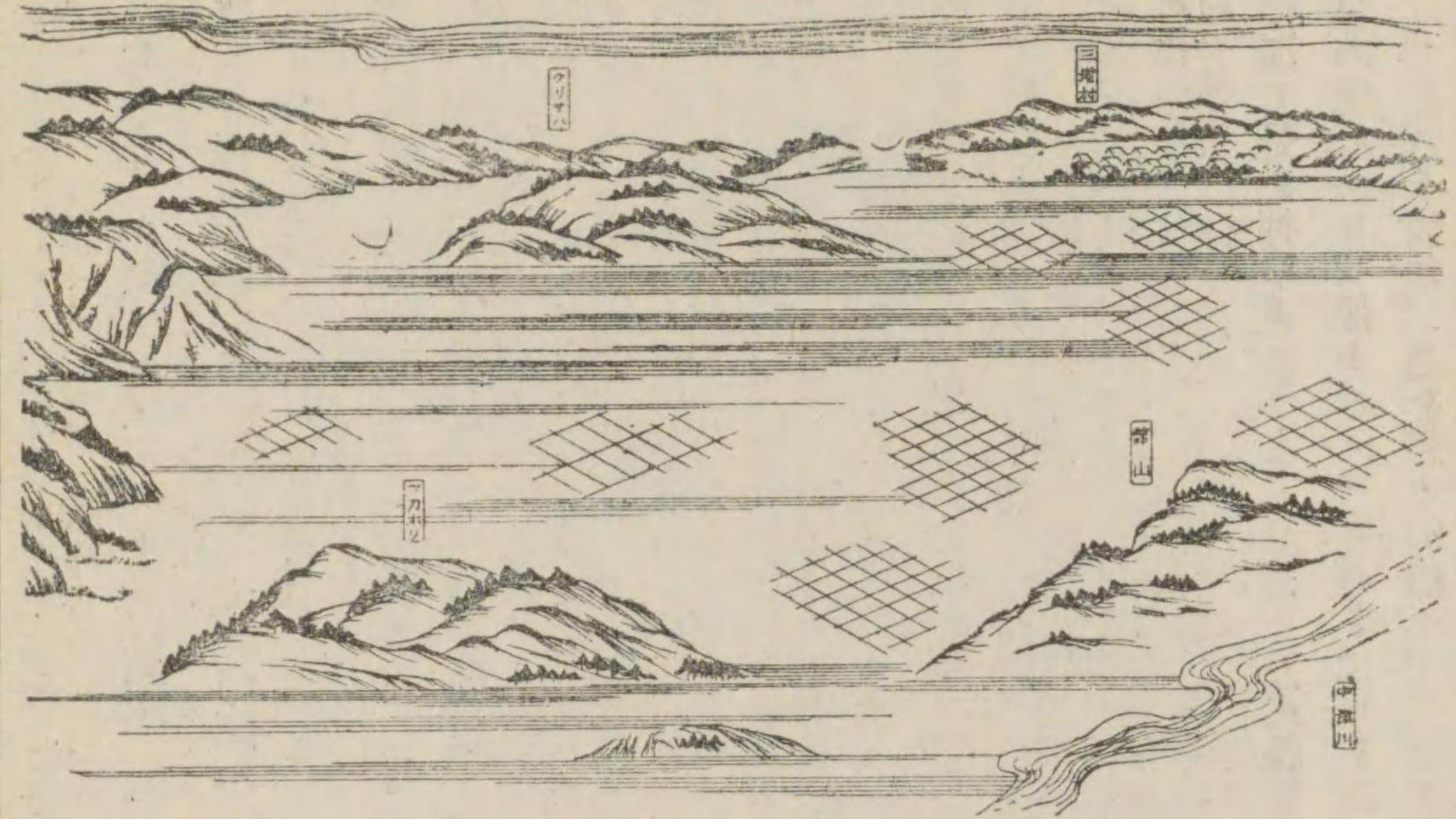
旗本のうしろたてなくして、合戦なるまじきと申儀ならんと積たまひ、一戦をいそぎ度思召候へども、山縣を始ゆうぐんの八備にろちより志田澤の道へおりて、をしよりちやうじやの首尾あふ事、遅き子細は八がしらの人数五千餘なるをもつてかくのごとし、然れどもよき時分にをしつけ、山縣三郎兵衛備さきに見ゆる時分に、小荷駄奉行内藤修理方より寺尾豊後を便にして馬場美濃守かたへなぞかくる、待よひに更行筆の聲きけば、あかね別の鳥は物かは、馬場美濃守、則とく車牛はなれ牛使もとる也、さて又山の上より信玄公御覽すれば北條陸奥守備より白き羽織きたる武者一人先に進み、勝頼備にむかつてかせぐ様子一段見事なり、只今軍始まり候は、彼武者討死仕べく候間、四人勝頼備はゆきて、一人は彼武者と鐘組、一人は勝頼衆こ此者をうつべからずといへ、二人して脇しるよりくみ生捕て參れとありて、二十人衆頭伊藤玄蕃、如御意に任り、軍始まると同時に彼武者を生捕、白手巾のながきをもちてしはり、信玄公御前にひきすゆる、其名を尋被成候へば、北條陸奥守内大石遠江とて大剛の武士也、二年甲州に罷有、小田原と御無事ありて三年目には北條家へ歸る、殊更其合戦山縣三郎兵衛を始、八備五千餘の人数敵のうしろへまはし候、此時に馬場美濃守、山の上典厩のあひづを見て、さいはいをとりて返す、勝頼横入に被成候、然る所に左の侍大將淺利北條上總衆に鐵炮をもつて、馬上よりうちおとされ則討死、淺利人数みだるゝ所を御旗本よりの御檢使會根内匠申やうは、檢使は此時なりと備しづめて内匠大將になり、一戦して北條上總衆を追くづす、馬場美濃備への御檢使眞田喜兵衛、馬場美濃、備の一番鎗を仕る、馬場同心去る夏八幡だいらにて鐘を合たるとひ大貳第二位と申、根來法師旗本



衆の二番鐘はいやなりとて、鎧を抛刀をぬき、場所にて敵のすねを拂、或は頸骨を拂、八幡斬倒す、さありて北條衆働不自由なる事、北條衆の備所に粟津、ふか堀などといふ切所に味方どしする働ならず、其上後よりかゝられ、こんらんしてがけへとびおり、中津河原をわたり、大方半原山へにげあがる、北條衆をうつとる其數、雜兵共に三千二百六十九の類帳をもつて東道六里こなた、そり畠をひてかち時を執行ひなされ候、永祿十二年己巳十月八日相州みませ合戦とは是なり、氏康父子萩野と云所迄、押來口まへども北條家先衆敗軍をき、即時ひき返しあしあしにて小田原へ引入たまふなり、此合戦の砌に小幡尾山縣三郎兵衛が津久井城の津井城は北條家臣内藤左近 押へとして經過せし道筋を問へば、志田澤より上の山を経て阻を踰へ、沼を経て至ると云へり、沼のこなた圍ひ澤と云へるあり、沼及び圍澤の地名、土人傳へ説く、圍ひ澤と云へる所には其昔武田家の兵士を樊ひ置し澤なりと、按ずるに、小幡山縣が津久赴し時、後援の兵士こゝに屯せし所なり、井城の押へとして彼しこにらん、今は原泉混々として日夜流る、耳、又武田家の侍大將七隊遊軍となりて志田澤の上を経て葦尾根、書すの當村の地名なり、に出て又志田澤に折却し、敵の後背より阻に憑て是を押しとありし、志田澤・葦尾根等の地は皆當村の異にあり、按ずるに、永祿十二年を距ること今既に二百六十餘年、是を舊史に稽へ、且は里長に問ひ山

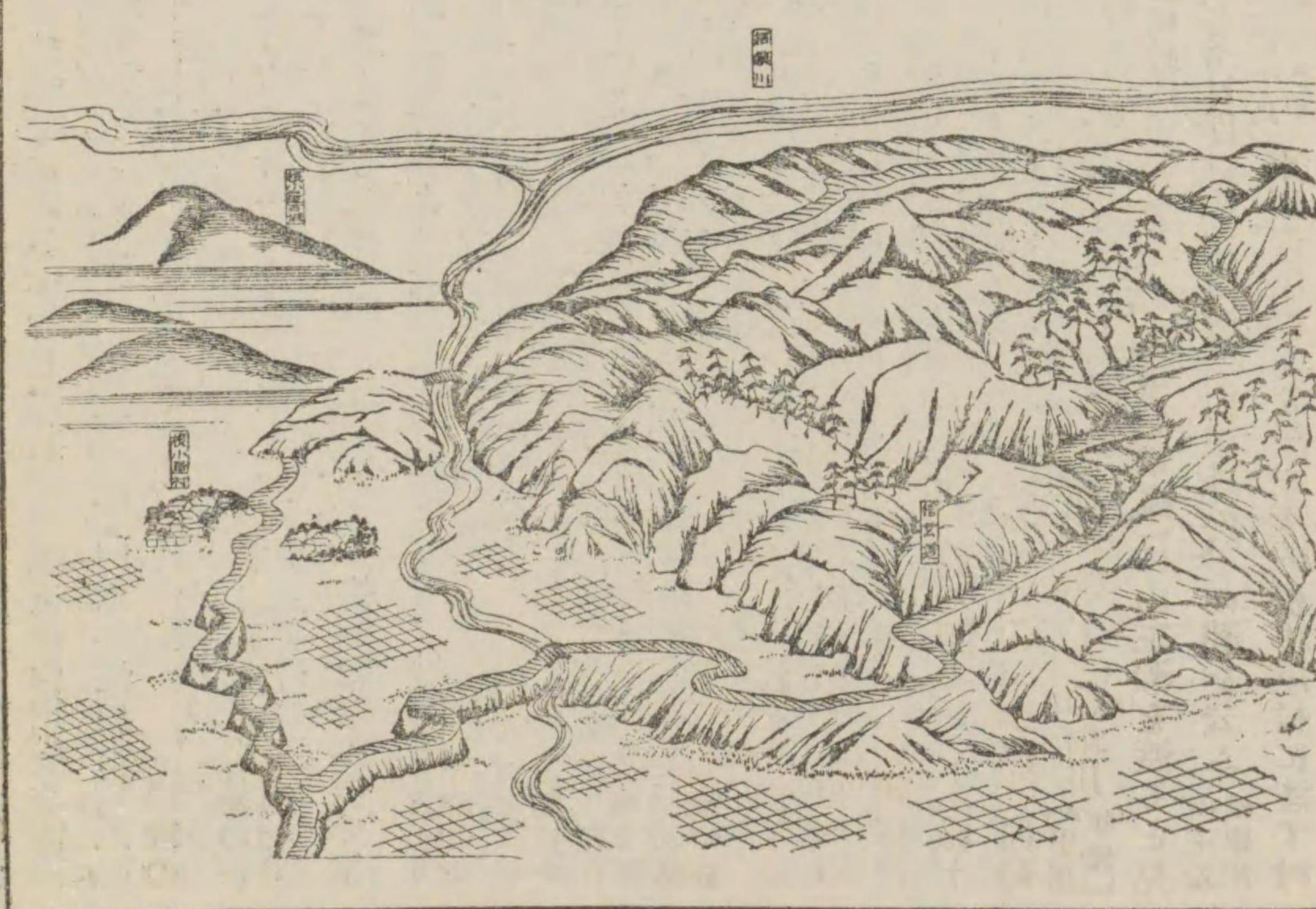
川の體勢、三増峠の東に三増村あり、村東に相模川の流築へ中津川の流あり、其向ひは半原山嶺綿綿として、萩野につゞく、小田原勢の失敗せし路も皆これによる、地理の險夷、三増嶺中之嶺志田嶺などと呼ぶ、陣營の處所、今往來の少し西によりて田山の高、客の設待、中之嶺は信玄旗、斥候の進處信玄公本陣跡なり、客の設待、本を引揚る所也、斥候の進退せし所、設樂越前父子斥候をなして、金田の後の谷の上より武田家の軍備を窺ふ、甘利家衆は人追驅て中津川を渡れば牛飼坂、兵糧を運送せし路、内藤修理小荷駄奉行を命ぜり、一隊の備旗本の擾亂を鎮め、北條上總衆を追崩す、式部が塚は今猶三増村の南にあり、以上注する所の外、其委は茲に、且原大隅守・石坂管兵衛等が、大石遠江を生擒するの事に及び、中にも大隅守胤歳は胤祿が十二世の祖なり、○切通坂、志田山の間であり、南北への通路なり、曲折登降十餘町、○志田澤、前に陳る如く永祿十二年武田氏の士卒馳驅する所是なり、○圍ひ澤、同時に兵士をかこひ置し所なり、説前に辨す、○串川、【甲陽に香地川と書す、【古戦【甲賜軍鑑】に山王瀬を渡ると見えたるは即此串川の流、山王森の下の瀬を云ふ、山王森の北岸小高、東西青山村より沃き東方根小屋村に達す村

三 増合古戦場圖



内にかゝる水路凡二十六町  
川幅五六間  
○春日社  
別當泉乘院、貴船住吉二神を合祀す  
本地佛不空羅素村  
中鎮守例祭八月朔日、○山王社、村民持、來迎寺  
長生山と號す、臨濟宗根小屋村

二 其





雲居 寺末開山 心香妙清 貞治六年に創建し永和

○南通寺 光明山と號す 末本尊阿彌陀、○月光院 松

澤山と號す、時宗 高座郡常麻村 本尊阿彌陀、○泉乘院

長竹山と號す、本山修驗 小田原玉 本尊不動、○山本院

當山修驗 町風閣寺支配、○觀音堂二 共に村民持、

○根小屋村 編古也幸良○按ずるに、根小屋は都て番手根城などり此名起りしこと、見えたり、舊記に據て是を稽ふるに、根小屋村は舊と太井村と一村なるべし、【小田原役帳】に、村名見え又村内にある功雲寺の山號を太井山と稱す、是其村名を號とするものか、又雲居寺鐘銘には長竹村と刻して根小屋村の唱を記さず、されば城邑なれば別に村名を唱へず、城を津久井城と稱し城を廢するの後、村名を呼ものならん、今猶當村の小名に本根小屋あり、太井村の小名に北根小屋有 江戸より十四里、奥三保と唱ふ鎌倉將軍の頃津久井太郎次郎義胤津久井城を築てこゝに居り津久井を所領すと云へり、津久井城は當村及び太井村の地に屬、北條氏割據の頃内藤左近將監景定再び津久井城を經營して是地に居れり【役帳】に津久井衆内藤左近將監二百十四貫四百

郡河尻村三十五貫文、同三井村三百廿五貫七百六文、中郡愛甲三十貫文、大郡中澤村三十貫文、同八管熊坂村と記す、其子大和守景豐の時天正十八年北條氏と共に滅亡せり、今は大久保加賀守忠眞所領なり 御入國後、御代官遷替及び領主の沿革は牧野村に同じ

古檢地は總説に述るが如し、其後元祿五年山川金右衛門新田 高二石、斗を檢地す、明和三年、同六年江川太郎左衛門英征新田 明和三年の改高七斗三升二合、を檢地す、戸數百六十九、東西廿一町南北一里十一町 東、小倉村、北、太井村、三増村、但し志田山まで三十三町半、夫、一條の通係れり、南より三増村境まで御林の内十三町半許、

愛甲郡三増村境より北方太井村境に達す、村内に亘る事一里十一町 路幅五六尺より一丈に餘れり、

○高札場 ○小名 △本根小屋 △金原 △荒工 △下平井 △明日原 阿志多 △中野 △土澤 △寺澤 外功

雲寺門前百姓の住居せる地を 谷戸と唱へて一區をなせり、

○御林山 反別三百七 志田山と呼説は既に長竹村の條に辨す、此山は嶮岨廣袤頗る長大にして當村及長竹村に屬して愛甲郡三増村に逮ぶ、南方志田山より北方津久井古城跡寶峯を距る事凡一里、長竹村の條に記すが如く小幡尾張山縣三郎兵衛などが彼城の押として向ひし一路是なり、○御林山 反別五十 寶峯と呼、所謂相州津久井古城跡なり、土人は是を城山と稱す【甲陽軍鑑】に曰、

高岩或は室カ峯に於て甲州上ノ原加藤丹後一手にて夜攻、城主内藤周防を討取と云々、按ずるに、高岩及び周防が事蹟今

因氏焉、北條氏之時、左近將監内藤景定居之、生大和守景豐、六郎右衛門景友、皆北條氏之良也、景友生角右衛門景次、亦有父祖風、北條氏滅亡景豐莫知所終、阿部侯正勝聞景次勇武、延置幕中、每軍興以賓客從、健闘陷陣、所向皆有奇捷、佐佑主人能開大封仕、其二子長貞次陸家老、季豐、展、歷事正次、重次定、高、正盛幼命豐展傳之、盡心輔翼以克襲其封、正盛既立大叔某不能、平諍豐展以欺罔逐之、豐展之母、植村侯家政之從母也、故往依焉、遂其子豐弘亦爲之老、景次之後於是分爲兩家、景豐之亡也、其臣馬場佐渡、島崎掃部、留居其邑二百餘年、世與兩家講臣主之禮不衰、頃者掃部之裔律直、縷述其事、因朝士源弘賢請曰、直之父宗藏當思故君之世已遠、其墟日圯、我子孫之漸遺其所由也、欲樹石故墟以告來世、未果而死、直實傷之、願爲書、嗚呼北條氏盤據關左五世、并吞八國雄視百城、當時與此相較者、雖以甲越之驚悍、猶不能有加、至其疆域之大、惟有毛利氏與北條氏已、故其猛將林立、勁卒如雨、自以爲子孫千載不拔之業也、及其君昏闇、奸臣柄用也、築鴛自恣、一旦自取覆滅、是可憫也、余嘗西上過小田原、觀所謂早雲寺者、訪其五世之丘壘、鑿削夷滅、殆不可的知、而名官謚號之記、寥々乎駢

其詳なる事 險岨崔嵬の一孤峰にして長松茂生す、鎌倉將軍の頃筑井太郎次郎義胤、始て一城を築て是地に居れり、是を津久井城と呼、爾後内藤左近將監景定これに居り、天文三年三月廿日卒、其子大和守景豐傳領して茲に居り功雲寺の開基是なり、其子大和守景豐傳領して茲に居る、天正十八年小田原城滅亡の砌この城も陥り遂に廢城となる 按ずるに、是城は平岩主税が爲に陥れらる、主税が陣せし所は功雲寺領金原の地なりと云、今猶

首塚などあり、又按ずるに、大和守景豐の弟を角右衛門景次と云、流離の後福山侯に寄食す、其子孫内藤角右衛門侯家に仕へて猶家老たり、景次の五男豐展が子孫を 是山は當村と内藤彦兵衛と云、今猶高取侯の家老たり、 是山は當村と太井村に屬す、麓より頂に至る折坂曲徑十八町 道幅六尺許、頂上岐して兩丘となる、東丘に飯綱神祠を祀る、祠後に坎井あり 按ずるに、内藤在城の頃は 淺うして底をみるに坎井あり 日用の井水と見えたり、

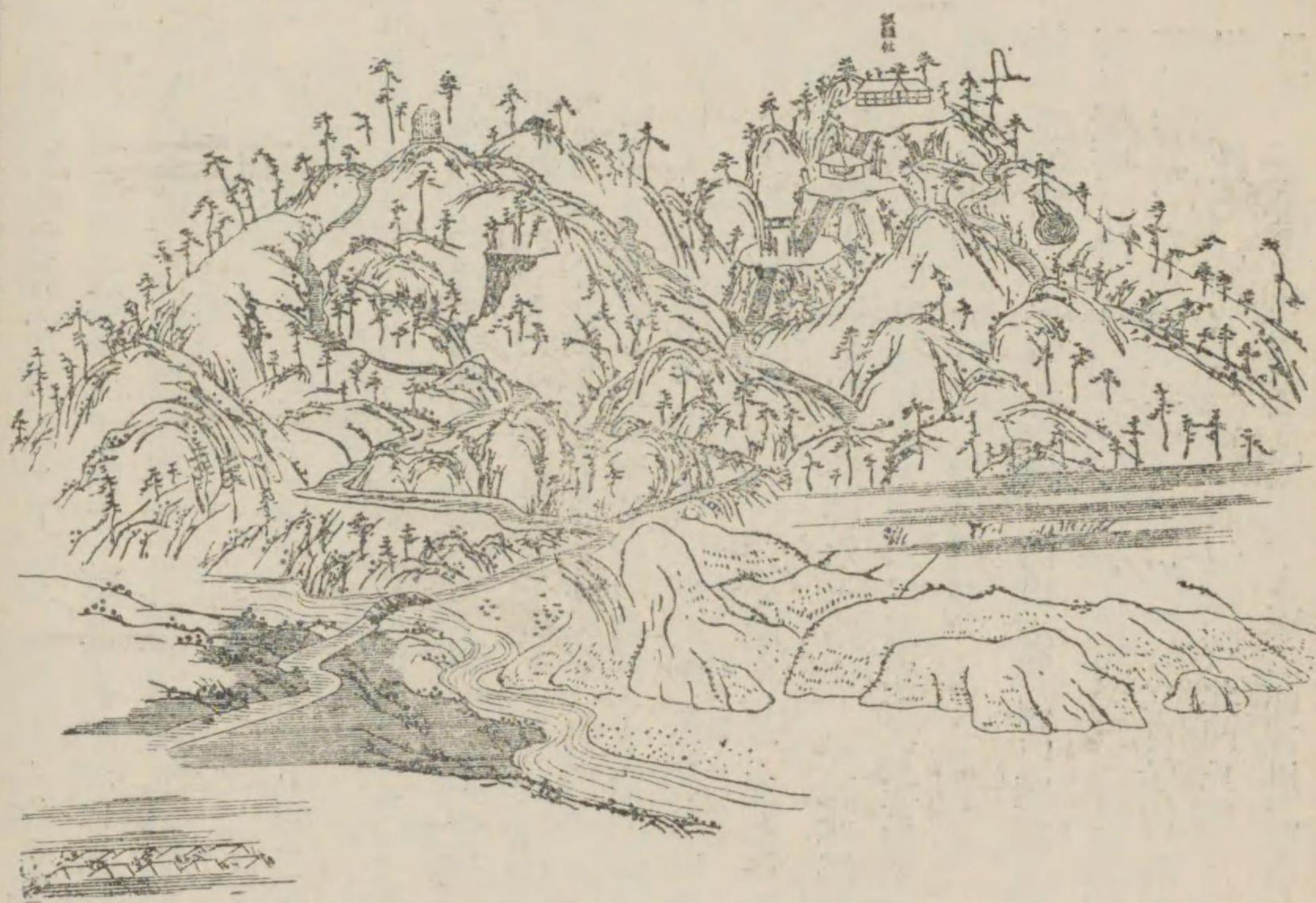
水湛へて清潔土人は是を御手洗神水と唱ふ、旱乾水溢の年と云へども常に異ならずと云ふ、西丘は古城壘壁の跡なり、文化中古城の碑を茲に建つ、

築井古城記 大學頭林衡撰 白川少將朝臣題額 源弘賢書

築井古城、在相之築井縣寶、峯に介立百餘仞、聳於相水之陰上、岐爲双丘、東丘有飯繩祠、其西丘爲古城、壘壁之址儼存、其始築者曰築井太郎二郎義胤、縣與城



津久井古城跡圖



列尋丈之間耳、傷古之感、行道之人皆有之、當時國滅之後、其將相大臣之託故君、以登臚任者、顯列邦國、而墳廟之依稀落寞至此何也、其果忘之歟、願彼佐渡掃部者、固皆陪臺之微、子孫又降為民伍、豈籍其故君為軒輊者哉、乃獨執臣僕之禮於二百餘年之久、而律直父子、又能請文以示來者信哉、忠孝之世、濟其美也、抑彼內藤氏之結其臣僕者、其亦異於北條氏之待諸臣也、夫是皆可喜也、遂書與之阿部侯今福山城主、植村侯今高取城主、景次八世孫景弘、豐展七世孫景明、見仕二侯、俱居顯要云、

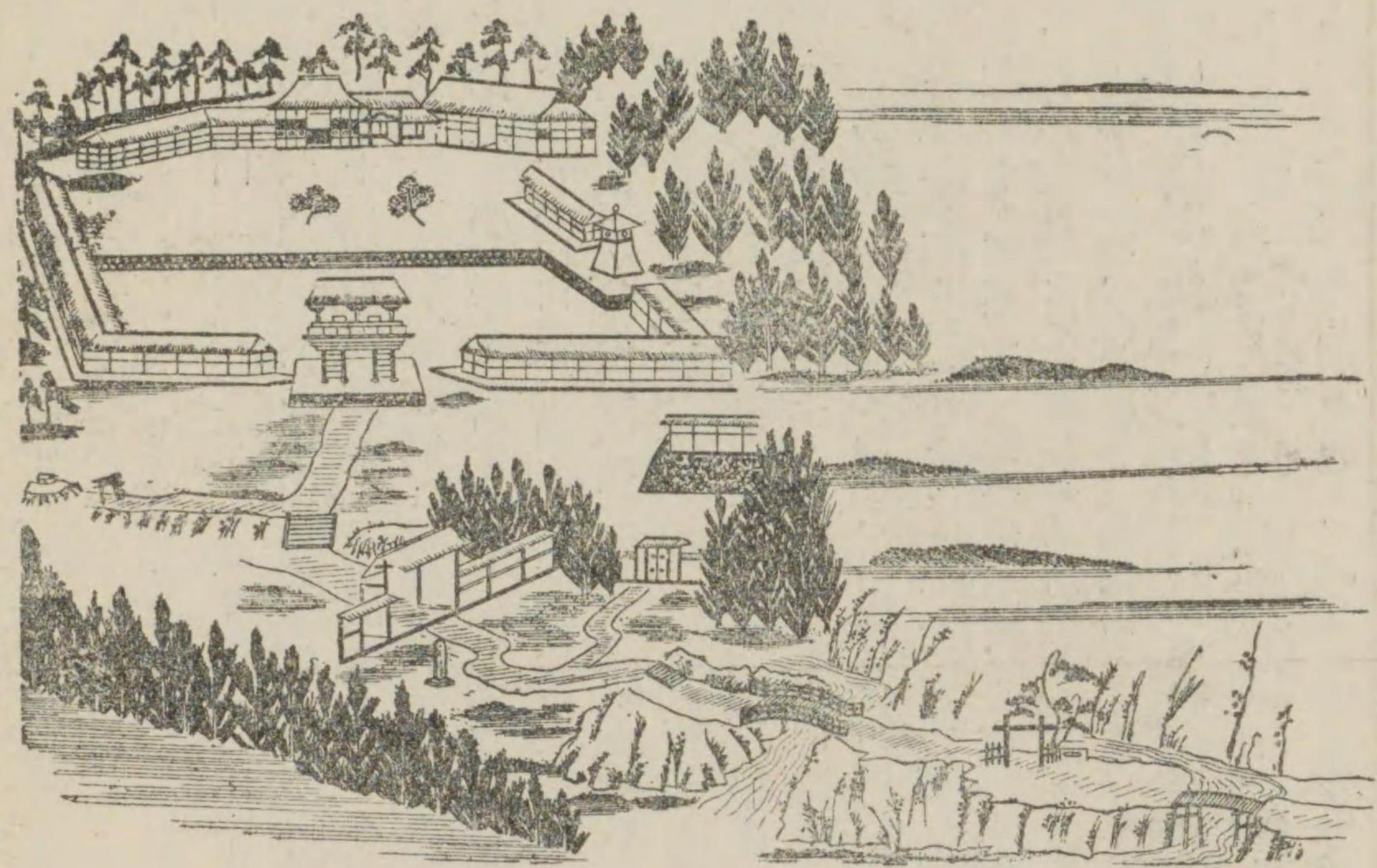
文化十三年冬十一月廿又八日

鳥崎律直建

廣瀬群鶴刻

○秣場山段別凡 〇串川說長竹村の條及 南方長竹村内より來たり、東方小倉村に達す、水路村内を經ること十町餘川幅二 〇蛭窪川 水源村の西偏、秣場山の谷間より漑ぎ出る小流にて、東方下平井にて串川に合す、水路村内を經ること二十町許川幅六 〇陣屋跡 寛永の頃御代官守屋左太夫行昌是地に住居して縣内の訟を聽し所なりと云、牢屋跡などあり按ずるに日連村にも、守屋左太夫が邸址あり、既に其村の條に記す、故ありて没收せられ、寛文四年縣内一圓檢地の時より村民持畑となる、今猶陣屋跡

功雲寺之圖



と唱ふ、小石祠を立て、第六天を祀る、大櫛一株あり圍二丈 〇諏訪社 根小屋神社と號す、別當壽性院村中の鎮守、例祭七月廿六日、△鐘樓 洪鐘を懸く、御代官守屋左太夫行昌が寄附、縣中八の内なりと云ふ、寛文十六年某月日と刻す、銘文采録すべきに足らず、仍て略す、  
〇飯綱社 別當前に同じ、〇第六天社 村民持、〇稻荷社 神職大熊丹後之助持、〇飯綱社 修驗賢太郎坊持、神龜二年崩建の神社なりと云傳ふ、縁起棟札等なければ事跡詳ならず、元和九年の洪鐘を掛く、  
〇功雲寺 太井山と號す、曹洞宗下總國國府臺 開山大綱明宗 應永十五年に崩建し、永享總寧寺の末 三年三月廿日卒、法諡龍山院殿功雲道勳大居士と記す、本尊釋迦、慶長四年二月十日五十石の封券、御朱印を賜る、御朱印の文及び彦坂小刑部古券一通共に別卷に録す、慶長四年二月十一日門前に立る所の木牌あり、其文左の如し、

禁制

- 一 於境内殺生之事、
- 一 山林竹木伐採之事、
- 一 寺中にをゐて、喧嘩口論狼藉之事、



右條と堅く停止訖、若於違犯之輩者、忽可處嚴科者也、仍而如件、

居諸

當山執事

△總門 △樓門 護國林、三大字の額を掲ぐ、△本堂 縦八間、横十間、功雲禪刹、四大字の額を掲ぐ、△開山堂 縦六間、横十三間半、△禪堂 縦四間、横十間、△庫裏 縦八間、横十三間、△回廊 幅六尺、長廿八間、△鐘樓 延寶七年鑄造の鐘を掛く、銘文を録するに足るものなし、仍て略す、△白山 富士淺間、△古墳墓 津久井城主内藤左近將監景定の墓、地寺後に存す、【寺寶】△一文字茶釜 茶口徑五寸二分、腹徑一尺一寸五分、長五寸七分、△陣太鼓 徑二尺二寸、長二尺一寸三分、已上二器は津久井城主内藤氏寄附するものなりと寺に藏す、△長刀 花房備前守源祐因と刻す、内藤景定の内室法諡は利元壽貞大姊、所持の物なりと云ふ、△首塚 寺領已南金原にあり、天正十八年平岩主税、津久井城を攻落し、城兵の首級を獲て葬埋せし所なりと云ふ、塚の上に松と櫻を栽ゆ、○雲居寺 奥徳山と號す、臨濟鎌倉建宗長寺末開山鎌溪是尊、嘉曆元年に創建して、中興鐵叟、天正元年六月三日、本尊地藏、伽藍陀山地藏と稱す、木坐像、長一尺一日化す、尺六寸五分、弘法大師の作なり、慶安元年十五石七斗餘の御朱印を賜ふ、御文言は別卷に録す、

す、是寺舊とは今の寺地より已西三町許奥にありしが山崩れの災に罹りこゝに移すと云ふ、△表門 九尺二間、奥徳山、三大字の額を掲ぐ、△客殿 縦七間半、横十一間半、西爽、二大字の額を掲ぐ、△庫裏 縦六間半、横十五間、△開山堂 △舍利殿、方三間、△鐘樓 方一間半、鐘銘を録するもの如左、

南閣浮提、大日本國關東道、相州愛甲郡毛利庄津久井縣、長竹村、奥徳山雲居禪寺、建長派下、小木寺末山衆會地也、雖有前代小分之寺領、御當代無其領地、雖然三佛忌之辰有用鐘鼓事、拙僧貧乏間、世上貴錢僧俗男女、企萬人講、奉請一錢半錢勸進是則、三代大將軍御代、納天下太平國土安穩故也、爰有大檀那金錢二十字、尾畑勘兵衛尉尙綱御内、村上庄次郎重綱、杉山八藏勝綱、

右意趣者、壽山聳高巔、福海湧深淵、積善餘慶傳子孫次聯綿吉運長久堅龜算鶴齡緣現世赴祖禪、時々禱除蠲、刻々福相連御爲、

大將軍源家光卿様御眼病御平安也、于時寛永二乙丑年菊月二十七吉辰

尾畑勘兵衛尉尙綱

△釋迦 昆首羯摩作、木坐像、長二寸五分、△辨財天 弘法大師作

### 新編相模國風土記稿卷之百二十三

#### 村里部 津久井縣卷之九

毛利庄

○太井村 於保爲 往古は根小屋村も太井村の内と見えたり、説根小屋村、江戶より十四里、北條氏割據の頃は内藤左近將監景定所領なり、【役帳】に曰、太井村

今は御料私領入會にて御料は江川太郎左衛門英毅支配し、私領は大久保加賀守忠貞所領なり、御入國後、御代官遷替及び領主の沿革御料地は總説に述るが如し、其後享保十八年萩原源八郎新田、高三石一斗三升を檢地す、明和六年江川太郎左衛門英毅、新田、高二斗二升を檢地せり、戸數百十五、東西十町南北十三町、東は相模川を限り、對岸中澤村、西は中野村、北に回て相模川、對岸は三井村、南は根小屋村、巽方少しく小倉村係れ一條の路係れり、東方中澤村より來り、西方中野村に達す、村内を經ること十町許間程、是は津久井街道にて甲州への通路なり、

○高札場 ○小名 △小網組 △荒川組 正保の圖に、太井村の側に、荒川村

### 新編相模國風土記稿卷之百二十二

之終

○奇特者 里正文助が事實人物部に載す、

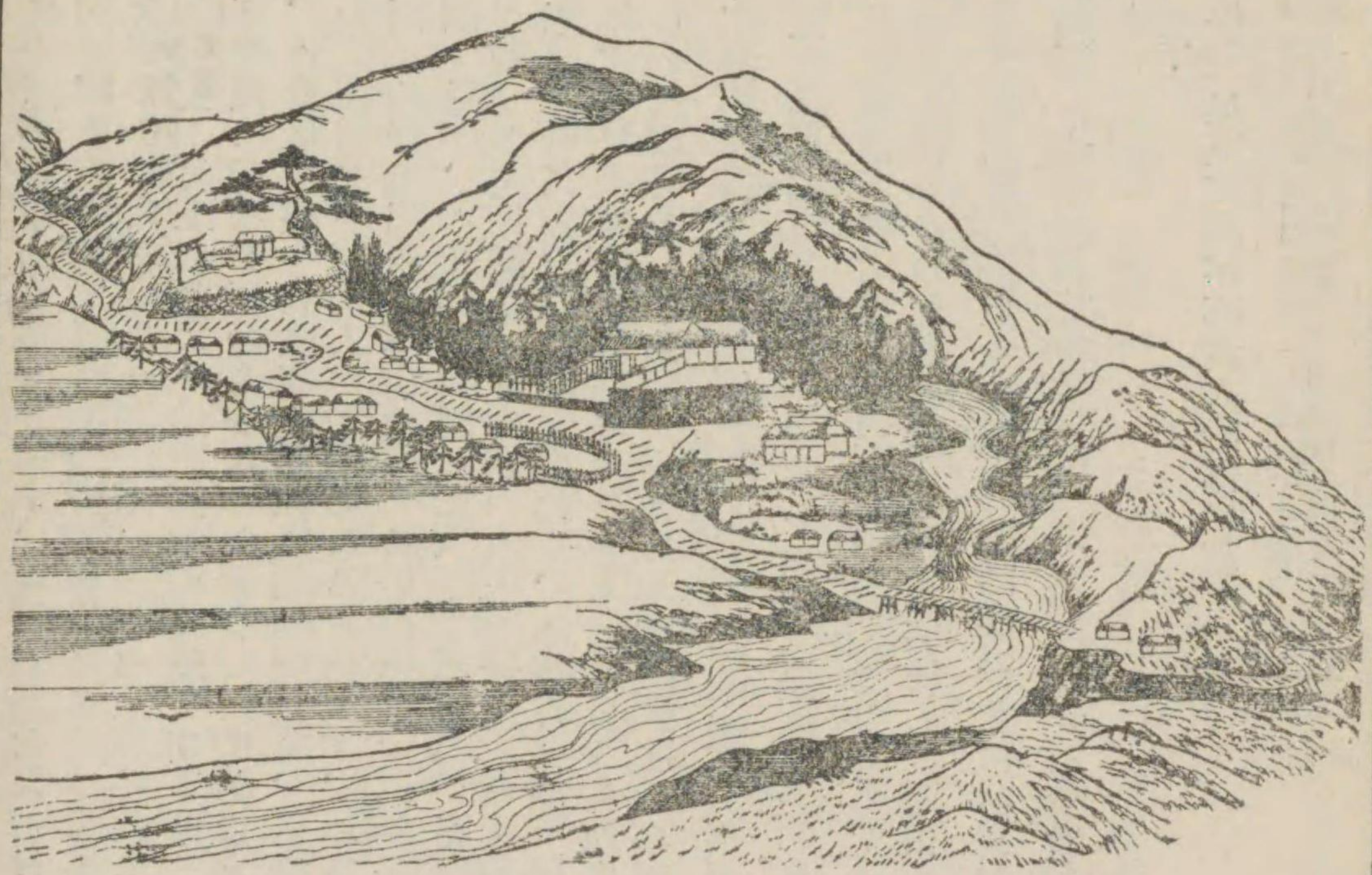
淺草筒木 榎頭觸下

○神職 大熊筑後介、八太才觸下、○神職 大草伊織、江

後背に大師手判ありて空海と勸す、天長七年七月七日江島辨財天寶前に於て秘密護摩一萬坐修行し給ひて其燒灰を挺て作る所の像なりと云ふ、△十六羅漢并金糸縫七條袈裟 已上二品は心越禪師本邦に歸化する時、暹羅王餞儀に賜はるものなるを故有て茲に納むと云ふ、△七條袈裟 古渡鹿子地佐羅佐切交なり、筑後太守の先祖有馬中將夫人の寄附せらるる傳記す、△富士山圖 狩野舟川筆、△山水圖 狩野昌運筆、△船子夾山圖 風外、△布袋和尚圖 卽非、△多聞天圖 足利喜平太筆、△瀧見觀音 守尙筆、△十六羅漢 兆殿司、△維摩 狩野洞雲、△達磨 白蔭筆、△梅月 松平甲斐守筆、是外書畫の掛軸品多けれども、させるものにもあらざれば略す、△支院 東光庵本尊阿彌陀、△支院 東溪庵、本尊十一面觀音、木坐像、長六寸二分、○本慶寺 藥王山と號す、曹洞宗、寺末基立は天正十六年と云傳ふ、○日應寺 城澤山と號す、天台宗行人派、羽州羽黒山、寛永十一年の基立と傳ふるのみ本尊大日、○賢太郎坊 金原山と號す、本山修驗、京都聖護院末本尊不動、○藥師堂 二共に村民持



荒川橋之圖



と別村に出せり、△北根小屋組  
今は小名に屬す、  
○御林山 段別六十七町 寶峯と唱ふ或は城山と唱ふ、當村及び根小屋村の持なり、津久井城主内藤左近將監景定の城墟なり、○相模川 西方より北東を流て村界をなす、西方中野村より來り、東に斜に巽に至り小倉村に達す、水路屈曲して一里四町程、渡船場一所、荒川より中澤村に達す、是を荒川の渡と呼ぶ、此渡船、當村、及冬より春までの間は土橋を架す、長六十間、幅九尺、此橋の用具は、根小屋村・長竹村・青山村・鳥屋村・青野原村・青根村・中野村・三ヶ木村・寸澤嵐村・若柳村・三井村、又津久井街道野村・上川尻村・下川尻村、十四ヶ村より出せり、津久井街道にして甲州への通路なり、此渡船場に通船二艘あり、當國須賀浦に達す、當村より須賀浦まで水路八里半

○荒川番所 五分一運上取立の番所なり、六畝廿一步の地を除す相模川に臨て立てり、凡材木炭薪船筏ともに五分一の貢賦を此所にて收む、御代官手代一人、下役二人こゝに居て其事を掌どる、  
○八幡宮 例祭八月十五日、○第六天社 例祭六月十五日、○諏訪社 例祭七月二十三日、以上三社別當泉藏寺、○飯繩社 例祭正月二十四日、別當壽性院、  
○壽性院 井木山太井寺と號す、新義眞言宗、武州多磨郡宇津木村龍

光寺 開山圓慶大永四年化す本尊不動、△觀音堂 ○泉藏寺城  
末、福山明王院と號す、同開山有印年化す本尊不動、○地藏堂 ○阿彌陀堂 以上村持、

○三井村 美爲 江戸より十三里餘、北條氏割據の頃は内藤左近將監景定所領せり、【役帳】に曰、内藤左近將監、今は御料にて江川太郎左衛門英毅支配せり、及び領地の沿革は、千木良村に同じ、古檢地は總説に述るが如し、其後享保十八年寛播磨守新田 高三石一斗、を檢地す、明和六年江川太郎左衛門英征新田 高四斗四、を檢地せり、戸數九十、東西一里六町南北僅に五町餘、東、中澤村、西、千木良村、北、武州多磨郡門田村、南、相模川を榮て、對岸は西方、寸澤嵐村より東方三ヶ木、又野、中野、太井四村に連べり、

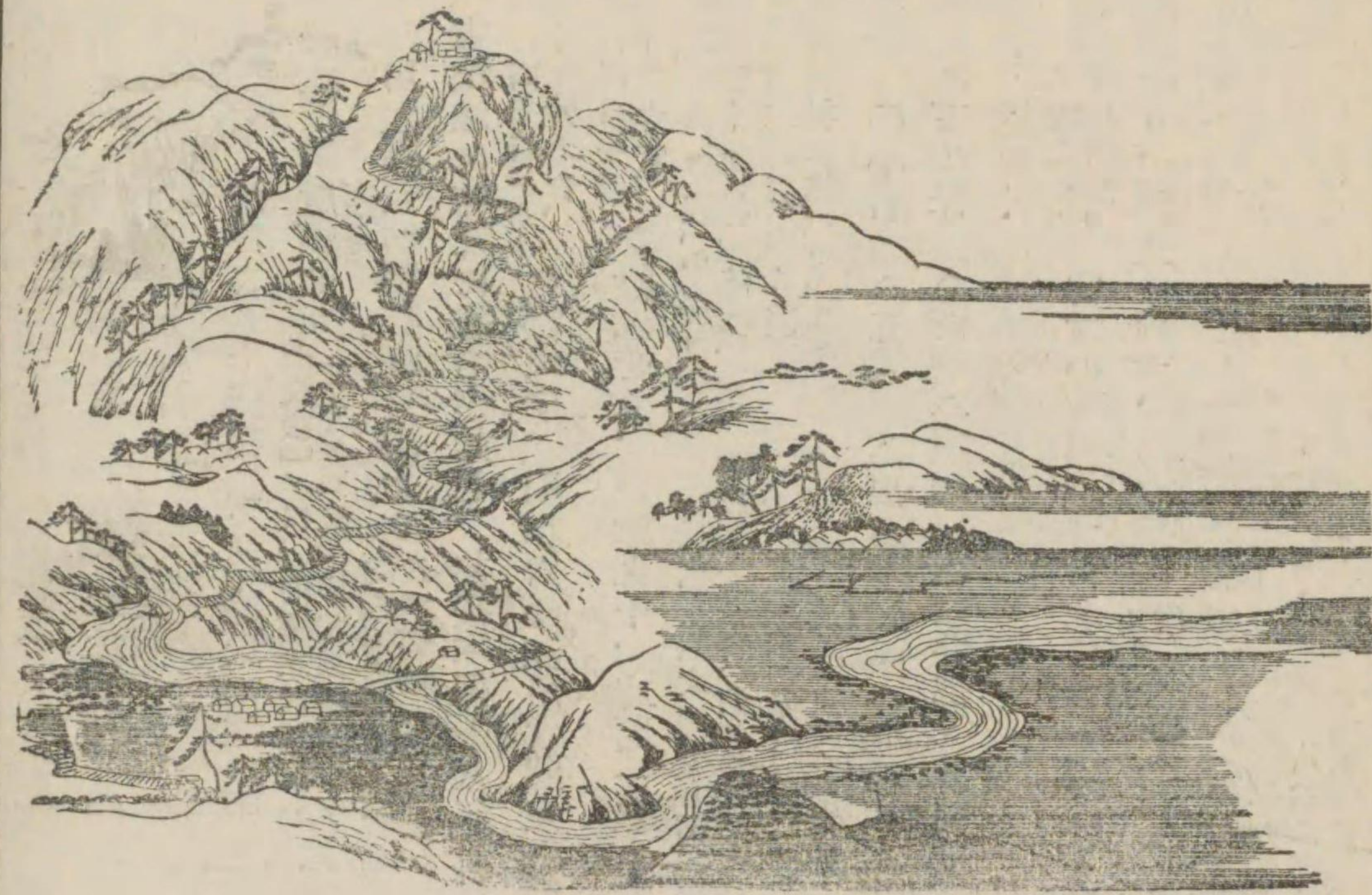
○高札場 ○小名 △五入 △馬渡麻和 △金地 △宮ノ前 △下久保 △南 △鹽民 △古井部 △西原 △名手 △川井

○藥師山 凡縱二町餘、當村の地形總て村北に山々崢嶸として聯縣せり、即左に列す、○金澤山 凡縱二町餘、○久保山 凡縱二町餘、○出倉山 凡縱二町餘、○大久保山 凡縱二町餘、○高山 凡縱二町餘、○柚木澤山 同上、○西山 凡縱二町餘、

○大登不見山 凡縱二町餘、横四町餘、○相模川 村南に縣聯して隣界をなす、西方千木良村より漑ぎ來り、東方中澤村に達す、村内にかゝる水路一里廿二町に餘れり、渡船場あり、川坂の渡と呼ぶ、當村より中澤村へ通路の渡なり、又當村に通船二艘あり、大住郡須賀浦に達す、  
○鶯松 相模川の北岸にあり、圍み八尺餘、幹枝扶疏として恰も鶯翼の風に翻るが如くにして蔚葱たり、  
○八幡宮 村中の鎮守、例祭八月七日、村持、○天神社 ○御嶽社 ○愛染堂 ○天王社 以上四社、村民持、  
○藏王社 東光寺持、  
○東光寺 南海山と號す、古義眞言宗、千木良村善勝寺末本尊大日  
○三井寺 明星山と號す、臨濟宗、青山村光明寺末開山文湖南  
明應元年十月晦日化、本尊釋迦、○藥師堂 別當三井寺基立は明應年時なりと云、本尊藥師三寸、木坐像長一尺、行基作、是を峯の藥師と號す、或は三井の藥師と稱して縣中に名高き一區の舊跡なり、麓より頂に至る十餘町、峻阪盤回して葎蘿を出づ、爾して又石階を登ること一百五十三級、頂上頗る高く聳て平坦あり、茲に堂を構へて巍然たり、東照寺の額を掲ぐ、裏に元祿七年、高座郡三井郷、峰之藥師願主鎌倉建長寺裏、正統庵下顯水附之と刻す、此堂より望む所、眼に遮るものなく、遠邇の山は蒼々



藥師堂之圖



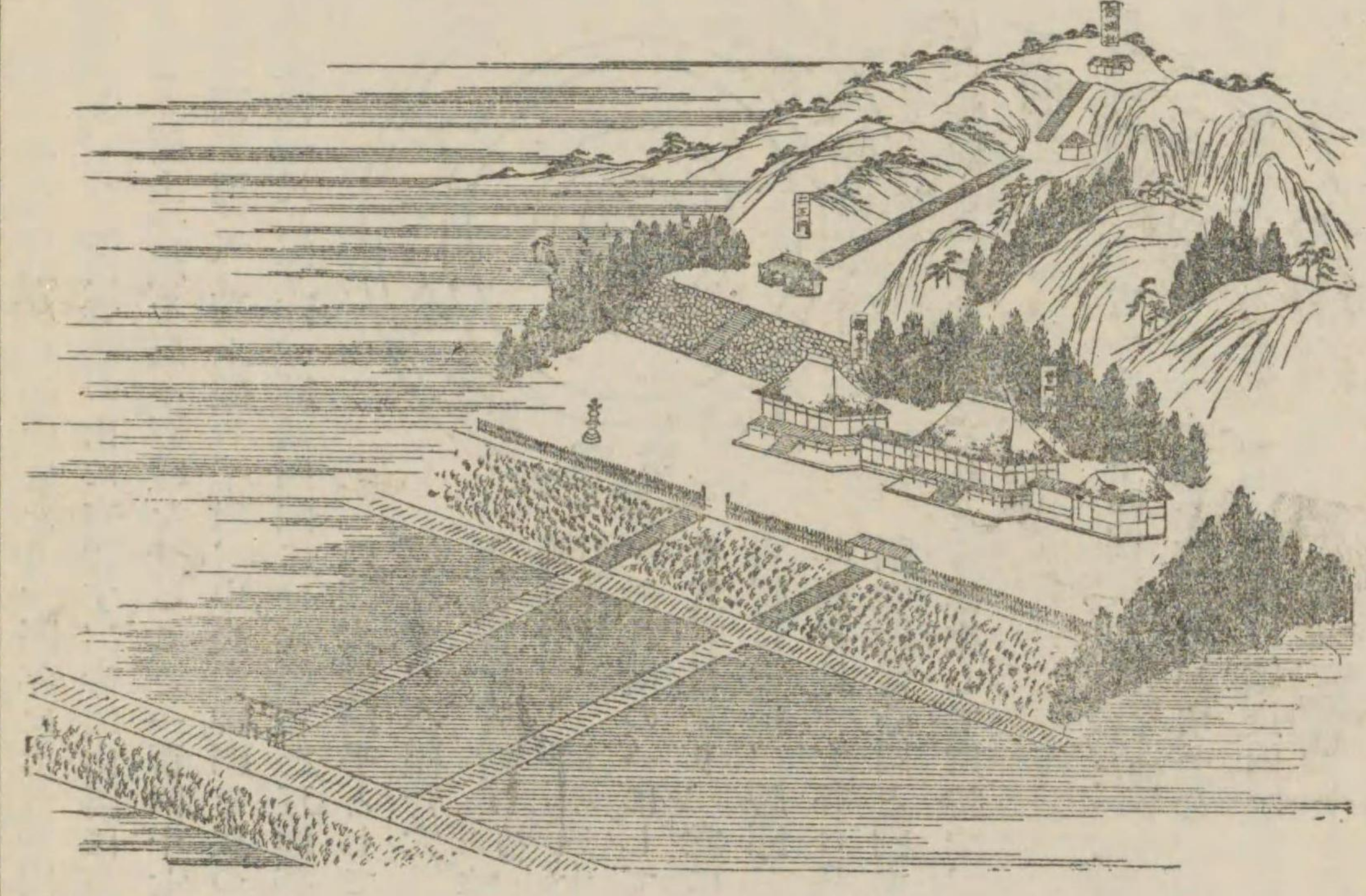
靄々として碧空に接し、相模川の流は目下に素練をひくが如し、實に眺望佳なる一奇境なり、○藥師堂 東光寺持、○地藏堂 ○觀音堂 ○十王堂 以上村民持、澁谷庄

○上中澤村 加美那加 佐波牟良 ○下中澤村 志毛那加 佐波牟良 上下に分て二村となるといへども、田園山林及び民家共に駁雜して曉と經界を分ち難ければ、上下二村をすべて茲に綴るもの一村の如くす 正保元祿の圖に、一村にて上下の別なし、其後上下二村と分てりといへども、年月は詳ならず、江戸より十四里、北條氏割據の頃は内藤左近將監景定所領なり 【役帳】に曰、内藤左近將監 今は大久保加賀守忠眞所領なり 御入國後、御代官遷替、及び領主の沿革は、牧野村に同じ、戸數六十一、東西十一町三十間南北十三町南、相模川、對岸は太井村、一條の路係れり、東方上川尻村より來り西方太井村に達す、村内に亘ること十三町二間、是は津久井街道にして甲州への通路なり、

○高札場 ○小名 △堂ノ前 △東澤 △入山 △大崩

○秣場山二 其一是小名入山村の北にあり、東西四百二十間程、南北三十間より五十間に至る、其一是小名大崩是亦村の北にあり、堅九十間横五十間許、○相模川

飯繩社地之圖



村の南界を流る、西方太井村より漑ぎ來り、東方上川尻村に達す、村内を經る水路凡十三町 川幅凡四十間、渡船あり、荒川の渡と云、是は太井村、當村と二村の持なり、既に太井村の條下に辨ぜり、又此川に架する土橋も亦當村と太井村二村の持なり、是亦太井村の條下に辨ぜり、

○三島社 本地正觀音、別當普門寺、當社并に飯繩社 普門寺境内にあり 村内の鎮守とす、隔年に七月廿四日を以て祭る例なり、社地杉松森々と聳て蒼蔚たり、椎の木の圍み一丈八尺に餘れるあり、慶安元年五石四斗の御朱印を賜はる 別當普門寺へ賜はる御朱印と御一紙なり、

○普門寺 金剛山觀音院と號す、新義眞言宗 武州多磨郡高尾山藥王院末 天平年中の起立と云、中興開山賴眞 寶永四年十二月十三日寂、本尊不動なり、慶安元年十二石二斗餘の御朱印を賜はる、抑當寺境内の勝概を謂はゞ前は鬱翠層々たる寶峯の古城址に對し、門外には一條の行路東西に亘り、其已南には相模川の流帶の如く、數里の間に縣聯たり、後ろは飯綱の山に連て林巒崢嶸として縵繞せり、其山腰に一區の古道場を開けり、佛殿の結構は高からず、卑からず、佳麗ならず、鄙陋ならず、堂舍軒を並べて經營せり勝概と云ひ眺望と云、佳ならざるはなし、△飯綱社



當社と三鳥社の兩社村中の鎮守なり、隔年に七月廿四日祭禮あり、當社は寺後の山に安置す、寺は山腰にあり、是より而上盤根を履み石磴を登ること一百四十七級にして頂に至る、頂上頗る平坦、中央に神祠を立つ神體木立像一尺八寸許、社頭四隅には老杉古松巨椎等の諸木蒼蔚乎として



灌叢す、△觀音堂 正觀音を安置す、木立長三尺三寸、武相三十三所札所の一にして廿五番目なり、堂に古鰐口を掛、曆應二年四月日、大谷口泉福寺別當心圓と刻す

されば此寺のものにはあらざれども傳來して所持す、

毛利庄

○上川尻村 加美加波之利牟良 古へは上下の別なし、〔役帳〕に中郡河尻村と記せり、後に分れて二村となり、上下の字を冠らしめて是を分つ上下と分郷の江戸より十三里、北條氏割據の頃は内藤左近將監景定所領なり、〔役帳〕に曰、内藤左近將監、百四十九貫八百七十七文、中郡河尻村、今は藤

澤繁太郎知行所なり、御入國後、御料にて、慶長七年より彦坂小刑部、同九年より伊奈備前守忠次、同十三年より守屋左太夫、寛永四年より其子守屋左太夫、正保元年より野村彦太夫支配せしが、寛文四年、久世大和守廣之に賜り、延寶八年より久世出雲守領せしが、貞享元年御料に復し、都筑長左衛門支配し、同三年より山川三左衛門、元祿四年より山川金右衛門、同六年より設樂勘左衛門、同七年より岡田庄太夫、同十二年より平岡三郎左衛門支配せし時、寶永三年藤澤大學に賜はり、今猶其子孫、戸數百八十外に非人、東西廿四町南藤澤繁太郎知行せり、北一里四町東、高座郡大島村、及び上九澤村、西、上下中澤村、北、下川尻村、南、相模川を限り、對岸は小倉村、古檢地は總説に述るが如し、村内に一條の道、津久井往還路なり東西に亘れり、東方下川尻村より來り、村内を經ること廿四町にして西方中澤村に達す、道幅凡二間、小名久保澤の一區には民戸相對して軒を並る事五十、是所には古へより市を立て米穀及び庶物を賣買す、毎月三日、是故に近隣の村々より群聚していと賑はへり、縣の東偏に在て頗る打開けたる村からなり、人物も亦西偏、山村の風俗とは異なり、

- 高札場 ○小名 △畑久保 △尻無澤 △谷ヶ原 △向原 △久保澤 △小松 △町谷 △雨降 阿女夫良之
- 山 村北に峰嶽聯縣すといへども其名あるものなし、
- 秣場山 村の西南の方にあり、東西へ二十町程、南北

へ凡十八町、上下川尻村入會の地なり、○明王坂 相模川の北岸、明王瀧の側にあり、巖徑曲折三町許、

○境川 村の北端を流る、武相二州の境界をなす、一條の小流なり、水源上下川尻入會の地龍居、多都山の麓兩降より湧出し、村の北端を東流すること十町餘にして下川尻村に達す、○相模川 村の南界を流る、西方中澤村より來り、東方高座郡大島村に達す、水路凡廿五町、川幅五町十間程渡船場あり、明王坂下より小倉村に渡す、是を小倉の渡と呼ぶ、即小倉村の持なり、○瀧 是を明王瀧と呼ぶ、明王坂の西にあり、是邊盤巖峙立し中腹に石不動を安置す、瀧の名もこれに由るものか、飛流直下二丈餘水源は村の西の方谷間より沃ぎ來り、茲に至て小流集會し下る、水末は南に向て直に相模川に入是邊景趣いと佳なり、壯觀と謂つべし、

○若宮八幡宮 別當淨光坊、上下川尻村の鎮守なり、一之華表より社頭に至る凡八町、一路直うして髪のように左右の行樹森々として羅列するものは、皆十八公なり或は連抱なるもの蒼々として天に聳へ、颯々の聲をなせり、爾して即ち社頭四隅には長松老杉且は椎木の老幹數圍なるもの肅肅暎暎として縹繞せり、神體木立像衣冠儼然たる尊姿なり、相州鎌倉郡扇ヶ谷運慶法印之末葉、同州同郡同所、後藤左近藤原義貴作

と書記す、例祭七月廿八日、湯華及び相撲を興行し、近隣の郷里群參するもの多く、いと賑はしき體勢なり、縣中に名高き神社にて或は並木八幡と呼べり、

- 桂昌寺 廣澤山と號す、臨濟宗、根小屋村開山春林甫長十八年十一月十七日化、本尊釋迦、○林泉寺 大笠山と號す、同本尊藥師、○龍清寺 瀧澤山と號す、新義真言宗、武州多摩郡高尾山藥王末本尊不動、○慈眼寺 大悲山と號す、新義真言宗、村末、本尊正觀音、○淨光坊 並木山と號す、本山修驗、高座郡上溝村、南學院配下、本尊不動、○觀音堂 ○藥師堂 以上桂昌寺持、
- 下川尻村 之毛加波志利牟良、上下川尻村、古へは一村、江戶より十二里、北條氏割據の頃は上川尻村と同じく、内藤左近將監景定所領なり、〔役帳〕の文上川尻村の條下に載せたり、今は御料私領入會にて御料は江川太郎左衛門英毅支配し、私領は前田出雲守・建部六右衛門・藤澤舍人知行所なり、御入國後、御代官選替及び領主の沿革は上川尻村に同じ、寶永三年、此地を割て前田出雲守・建部民部少輔・藤澤彌三郎に賜はり、今其子孫に述べり、古檢地は總説に述るが如し、其後享保十八年萩原源八郎新田高五斗、を檢地す、戸數百廿八、御料の分廿七、前田氏の分三十一、建部氏の分十七、藤澤



氏の分 東西三十二町餘南北僅に七町東、高座郡上相原村、南、  
五十三、武州多磨郡上相原村、北、境川、對、村中に十條の道あり  
村、西、武州多磨郡上相原村、中相原村、對、村中に十條の道あり  
岸は武州多磨郡上相原村、中相原村、對、村中に十條の道あり  
道幅凡、東方高座郡上相原村より來り、村内を經る事九町  
二間、許にして上川尻村に達す、茲に原宿と云へるは村の東偏  
にて一區をなし編戸の民相對して軒を並ぶる事、四十四  
戸、往古より市を立て米穀及び庶物を賣買すること久保  
澤と相對抗して毎月七日を定日頗る賑はへり、縣中の村  
落この兩地の如くなるはあらず、人物も亦西偏山村の風  
俗とは同じからず、

○高札場二 ○小名 △原宿 △本郷 △砂 △町屋

△小松 △雨降 △穴川 △風間 △瀧尻

○御林山二 其一は小松山御料と、建部、  
前田建部藤澤 其二は風間山御料  
三氏に分屬す ○秣場山 村の西方にあり、東西へ二十  
町程南北へ凡十八町、上下川尻村入會の地なり、○境  
川 村の北界を流る、武相二州の境川なり、水源は西  
方上下川尻村入會の地、龍居山の麓、雨降しより涌出  
し、村内に係る水路廿五六町間程、東方高座郡上相原  
村に達す、○用水 境川・穴川・小松川の流を引て小松  
川は皆山澤の間より沃來、稻田を播種せり、以上川々の間  
に堰を設ること凡十二所、

○高札場 ○小名 △原 △大和

○御林山二 小倉山三百十九 城山二十三町

七町 村の南にあり、六村 高座郡大島村・田名村・愛甲郡三  
六段 村の南にあり、六村 増村・角田村・熊坂村・半郷村、  
入會の秣場なり、○串川 西方根小屋村より來り、村  
の中央を東に漑ぐ、水路二十町間、にして相模川に  
入、○相模川 村の北端を流る、西方根小屋村より來  
り、村に係ること凡一里十間、東南に流て葉山島村に  
達す、渡船場あり、上川尻村に達す、是を小倉の渡と  
呼、即ち小倉村の持なり、按ずるに相模川の渡津多し  
と云へども小倉の渡の如きは寡し、いと打開けたる場  
所にて北岸には明王阪及び明王瀧の佳境あり、南岸に  
は小倉の里及び小倉山の地形を眺み、爾して中流の一  
水渺々として素練を牽が如く、數十里の間に懸遠たり  
岸に繋ける舟も渡舟の外或は通船質浦に達す、或は材木  
筏などこゝかしこ往來に漂漾せり、○河岸場 相模川  
の南岸にあり、通船十二艘を繋ぐ、大住郡須賀浦まで  
通ふ、水路八里、

○諏訪社 別當東光寺、村中の鎮守なり七月廿七日を例  
祭とす、社頭には杉松蔭蔚として叢をなす、北岸には  
深淵あり是を大和の淵と呼ぶ、灌木岸に絡ひ、淵を壓

○春日社 別當明觀寺、村中の鎮守なり、例祭七月廿九  
日、此社地一區の高丘にて杉松森々として叢をなす、  
○明觀寺 金清山と號す、古義眞言宗、千木良村、中興開山  
覺雄、元文三年、本尊正觀音、○寶泉寺 松風山と號す、  
開山宥正、月日不知、本尊釋迦、△觀音堂 十一面觀音  
を安置す、一寸行基作、△古碑二基 一は正嘉二年、一  
は永和二年と刻するのみ、何人の基碑なる事を傳へず  
△石燈籠一基 應永十七年と刻す、此外文字なし、  
○地藏堂 寶泉寺持、

○小倉村 遠具良 江戸より十三里、北條氏割據の頃は何  
人の所領なることを傳へず、葉山島村の三村を載せず、今は  
御料・私領入會にて、御料は江川太郎左衛門英毅支配し、  
私領は鷲巢伊左衛門知行所なり、領主の沿革、御料は千木良村  
に同じ、私領は三ヶ木村に同じ、文政十一年四月三  
ヶ木村と同じく此地を鷲巢伊左衛門へ割き賜はれり、古檢地は  
總説に述るが如し、其後元祿十三年牧野備後守成貞檢地  
せり、明和三年江川太郎左衛門英征新田、高四升、を檢地す  
戸數六十三、東西十五町南北三十町、東、葉山島村、西、根小  
村、北、相模川對岸、上川、屋村、南、愛甲郡三増  
尻村、及び高座郡大島村、村中に一條の道係れり、北上川尻  
より來り、西根小屋村に達す、村内を經る事、凡十町、道幅  
六尺

していと物すごき體なり、○八幡社 別當太井村壽性  
院是も村中の鎮守なり、八月十五日を例祭とす、○山  
王社 東光寺持、○熊野社 村民持、

○東光寺 醫王山と號す、臨濟宗、青山村光、  
日寂、本尊藥師、○東光寺 極樂山と號す、同、開山眞永  
九月七、建、長久四年八、開基西光寺殿前四品小倉助實大庵主、并、  
卒年詳ならず、只堂前に一株の紅梅を栽て、墓樹なりと云傳  
ふ、是より先き、老梅樹枯槁して今存する所のものは、其餘  
藥なり、本尊阿彌陀、△十王堂 △銅鐘 寛永二年の鑄  
造なり、○常照寺 普春山と號す、同、開山巨碩仙、年七月  
湖日、本尊釋迦、○地藏堂 ○觀音堂 共に東光寺持、  
化、長壽者九郎右衛門、人物部

○葉山島村 波也麻志 江戸より十四里、北條氏割據の頃領  
せし者の姓名を傳へず、【役帳】に當、今は江川太郎左衛門英  
毅支配所なり、御入國後、御代官遷替、及び領、  
西十町南北廿町餘、村、東、愛甲郡角田村、西、小倉村、南、同郡三増  
大島、古檢地は總説に述るが如し、其後元祿十三年牧野備  
後守成貞檢地せり、享保十八年萩原源八郎新田、高、三石七斗  
を檢地せり、抑當村は縣の東偏に在て四境は皆山と川と  
を以て隔關し實にも一區の偏土にて村間には數條の溪流



潺湲として寥々たる村落なり、唯小徑一條三増村に達するの外、他の往來なし、西方に接する小倉村境の如きは互嶺嶮岨或は盤巖重疊して行路難し、或は巖に架し、或は谷を鑿し、墻屋接聯せり、村民の生計易からざること推して知ぬべし、

○高札場 ○小名 △下倉 △藤木 △下河原

○御林山二 一は堂の尾山 段別二町二段 二畝十五歩 一は香掛山 段別一町八段 七畝 各嶮岨崔嵬松根雜木等茂生す、

○澤四 其一は下倉澤、其一は藤木澤、其一は香掛澤、其一は井戸澤、

○相模川 村東の界を漕ぐ、乾方小倉村より來り、

方愛甲郡角田村に達す、村界を流るゝ事廿五町に餘れり、渡船場二所あり、其一は下倉渡と呼、高座郡大島村に渡す 或は神澤 其一は下河原渡と呼、高座郡田名村へ渡す共に當村の持なり、

○河岸場 相模川の南岸にあり、通船二艘を繋ぐ大住郡須賀浦まで通ふ、川路七里

○諏訪社 別當東林寺村中の鎮守なり、七月廿七日を例祭とす、社頭に杉松翁蔚として叢をなす、

○三島社 ○羽黒社 以上二社東林寺持、

○蓮葉寺 大葉山と號す、臨濟宗 根小屋村 嘉慶元年九月十日 本尊釋迦、

○東林寺 小澤山と號す、古義眞言宗 山慈眼 開山開雄仁治元年三月廿日寂す 本尊不動、慶安元年七石九斗の御朱印を賜ふ、

### 新編相模國風土記稿卷之百二十三 之終

善に得太郎残らず手券を焼て弃捐せり、是事芝山に聞へて大僧正某甚隨喜したまひて、手書する六字名號に褒賜の一通を副て賜 按ずるに、大僧正に宿縁ある事と見えたり、今猶家に藏む、 天明年中兩度の凶飢に窮乏の者のために雜穀を扶與し又は年久しく酒造を業とせし中に、酒債積て六百兩に餘れる金子を、營みの成難き人々には扶助して弃捐せり、是等の事、官に聞へて時の御代官大貫次右衛門より褒書を副て金五百匹を賜ふ、文化年中故君内藤氏の城墟に碑を立て、追遠の忠信を表す 城墟は即寶峯文中に歴然たり、根小屋村の條に載す、 天保癸巳の凶饑に當代の里正丈助及び總右衛門と云へる名主格の者と同く、里中の窮民に雜穀并に金錢若干を與へて扶助せり、領主大久保加賀守忠信是を聞て右の兩人へ錢三十七貫五百文を賜はる寛政十二年御代官大貫次右衛門より賜はる褒書の文左の如し、

相州津久井縣根小屋村 名主 得太郎

一金五百疋

右得太郎儀、年來役儀相勤、平生小前を憐み、天明三卯年同六年凶作之砌も、可及飢渴程之者え、雜穀糧等遣、且酒造稼致候付、村内に年々之酒賣掛、

### 新編相模國風土記稿卷之百二十四

#### 津久井縣卷之九 人物部

○孝行者 作左衛門 佐野川村民武左衛門が子なり、父母及び祖父を大切にせし孝養の次第、官に聞へて寛政十二年二月廿日中川飛驒守命を傳へて金五百匹を褒賜せり、

○孝行者甚右衛門 同村の民なり、此者母に事へて孝養怠らず、其事狀官に聞へて右同人より同日に金五百匹を褒賜せり、

○貞女伊和 同村の民、八郎左衛門が妻なり、夫八郎左衛門疝癰を煩ひ八年の間兩脚疼痛して農業は勿論歩行もなりがたく病褥に在しに伊和紡織の業を且暮怠らず勤苦して療養を遂げし節操、官に聞へて右同人より同日に金五百匹を褒賜せり、

○奇特者丈助 根小屋村里正なり、氏は島崎、先祖掃部と云へるものは津久井城主内藤左近將監景定、其子大和守景豊に仕ふ、天正十八年津久井城陥りし後、此地に留り、累世聯綿と相續して里中の長たる舊家なり、

丈助が祖父を宗藏と云ひ、父を得太郎と云 是より先き皆死亡せり 孰れも忠孝篤實にして慈愛の心厚く郷人に稱せらる、嘗て祖父宗藏許多の金錢を某々へ貸置しを一周忌の追

凡六百兩餘有之處、右滯金追々に取集候而も、大勢のもの可及難儀と存、右金子不殘弃捐に致し、其外にも極貧窮のものえは、相應に手當いたし遣、物毎正路に取扱、萬實意に差はたり、役儀相勤候段、奇特に付爲取之候、

二月廿八日

○奇特者 又野村里正彦四郎・里老孫七・總左衛門・長右衛門、寛保元年辛酉三月某日、里中の火災に奇特の計らひ有しこと官に聞へて時の御代官養笠之助、命を傳へて褒賜を得ること各差あり、

銀子五枚 相州津久井縣又野村 名主 彦四郎

同 六枚 年寄總代 孫 七

惣左衛門 長右衛門

右は當三月、同村百姓家々出火、百姓拾八軒類燒之處、農具料夫食拜借も不相願、名主年寄御取斗を以類燒之者共取續、家作も早速出來候由、村中申合宜其上名主常に申付能、村方も治り出入等も無之、一段之事に候、右類燒之砌、取斗宜候段、御代官申上候付而、爲御褒美、書面之通御銀被下之候、



十一月  
大岡越前守殿御渡被成候、御書付一通相渡候、大切可致所持候以上、  
酉十一月十九日

箕笠之助 印  
相州津久井縣又野村  
名主 彦 四 郎

○奇特者齋三郎 青山村里正なり錢廿八貫五百文を賜はる、○奇特者勝五郎 同村の里老なり、錢四貫文を賜はる、○奇特者伊兵衛 同村の里務に參はるものなり茲に百姓、錢四貫文を賜はる、○奇特者兵左衛門 同村の民なり、錢六貫文を賜はる、以上四人の者、天保癸巳の凶饑に窮乏の者をいたはり、穀物を扶與し、或は貸して以て、患難を助成する事至て深切なり、領主大久保加賀守忠貞これを聞て、前條に載する如く賞錢を賜はる事各差あり、○奇特者政右衛門 日連村勝瀬組の民にして、里務に參はるものなり、家業を勵み寛富に營み母に事へて孝心厚く、郷里に交て憐愍深く平生の心懸業に異なり、縣内多くは質物の利息、二割に取を定例とす、然るに文化六年より政右衛門が金を貸し質物を取や、五分の利を減じて、一割五分とす、是が爲に近隣の質を取て金を貸すもの皆是に倣ふと云、

或は窮人の爲に、施藥を興ふる事、歲毎に大凡二十金に及ぶと云、或は人の病難を見ては金錢を貸し、平癒の後無利息にて返済せしむ、文政六年、亡父追善の爲とて、貸金凡千兩程、手券を某々へ返し遣す、天保甲午の凶饑に、大麥小麥凡七百依程、貧窮のものを救ひの爲に世上の相庭にかゝはらず、下直にして鬻ぎ遣はす、其損する所凡金二百八兩と云、其所爲、官に聞へて、御代官江川太郎左衛門英毅より、褒賜を受と云へり、

○長壽者九郎右衛門 小倉村里正、駒次郎が祖父なり、天保乙未に、百一歳、身體康健なり、○長壽者元右衛門 若柳村の民、七兵衛が祖父なり、天保乙未に、九十二歳、身體康健なり、○長壽者半兵衛 同村の民、市郎右衛門が祖父なり、天保乙未に、九十歳、身體康健なり、○長壽者久四郎 青山村の民、久八が父なり、天保癸巳に、九十歳、身體康健なり、領主大久保加賀守忠貞、年毎に米三依を生涯賜はる、今は亡せり、○長壽者半六 同村の民、總吉が父なり、天保癸巳に九十歳、身體康健なり、領主大久保加賀守忠貞、年毎に米三依を生涯賜はる、今は亡せり、○長壽者波也 同村の民、平五郎が祖母なり、文政十一年戊子に、九

新編相模國風土記稿卷之百二十五

津久井縣

御朱印并藝文部卷之十

十歳、耳目聰明なり、領主大久保加賀守忠貞、年毎に米三依を賜て生涯を終ふ、○長壽者美也 同村の民、繁右衛門が母なり、天保乙未に、九十歳、耳目聰明なり、領主大久保加賀守忠貞、年毎に米三依を賜はる、○長壽者那加 青根村の民、所左衛門が母なり、行年九十三にして天保四年癸巳某月に歿す、九十歳の時より領主大久保加賀守忠貞、年毎に米三依を賜ふ、○力士喜太郎 小淵村の民、徳兵衛が子なり、幼少の時より筋骨剛健、力量衆に勝れたり、天保乙未に、歳三十七、長五尺九寸餘、追手風と稱す、

縣内合村廿九、其間神社佛利多からずとせず、然はあれども、御朱印封券を賜はるもの凡九利、并に縣内僧院、及び農家に所持する古文書の類、凡九家にして四十四通を藏む、今茲に鈔録して、本編に部列し、藝文の部に屬す、但し古文書の内、まゝ文意解しがたく、字體分りがたき所あるも、正を取所なきものは、原文のまゝに模寫、

新編相模國風土記稿卷之百二十四之終



千木良村善勝寺に賜はる所の御朱印寫  
 相模國壹甲郡千木良村  
 善勝寺領同所之内七石  
 斗事任先規寄附之  
 奉金之收納并之中  
 門前竹木諸役亦免除  
 如有來永不可有相遠  
 者也

慶安二年、八月廿四日

青野原村井原寺に賜はる所の御朱印寫

相模國壹甲郡青野原村  
 井原寺地務堂願同村向

七石五斗事任先規寄附之沈  
 金之收納并青中山林竹木  
 諸役等免許如有來永不可  
 有相遠者也

慶安二年十月七日

中野村祥泉寺に賜はる所の御朱印寫  
 相模國壹甲郡祥泉寺領  
 同所之内村向拾石五斗奉  
 任先規寄附之沈金之收納  
 并寺中山林竹木諸役等免許  
 如有來永不可有相遠者也

慶安元年八月十七日

中野村觀音寺に賜はる所の御朱印寫

相模國壹甲郡中野村  
 觀音寺領同所之内七石  
 斗除事任先規寄  
 附之沈金之收納并奉  
 山林竹木諸役亦免除  
 如有來永不可有相  
 遠者也

慶安元年八月十七日

青山村光明寺に賜はる所の御朱印寫  
 相模國壹甲郡青山村光明寺  
 領同村之内拾石五斗奉任  
 先規寄附之沈金之收納并

寺中門前山林竹木諸役亦  
 免除如有來永不可有相遠  
 者也

慶安元年、八月十七日

根小屋村功雲寺に賜はる所の御朱印寫  
 相模國大甲郡之内  
 津久井功雲寺領  
 又拾石先規寄  
 附之并之中  
 不入并并亦不  
 可有相遠者也

慶安四年

己二月十日

功雲寺

根小屋村雲居寺に賜はる所の御朱印寫  
 相模國甲郡津久井雲居寺領  
 同郡根小屋村向拾石七斗奉  
 任先規寄附之沈金之收納并  
 境内山林竹木諸役等免許  
 如有來永不可有相遠者也

慶安元年七月十七日

中澤村普門寺に賜はる所の御朱印寫  
 相模國大甲郡中澤村普門寺  
 領同村之内拾石貳斗奉

三嶋明神社領同所之内五石  
 四斗奉合拾七石七斗奉事任  
 先規寄附之沈金之收納并同  
 寺中門前山林竹木諸役亦免除  
 如有來永不可有相遠者也

慶安元年、八月十七日

葉山島村東林寺に賜はる所の御朱印寫  
 相模國壹甲郡津久井葉山島村  
 東林寺領同村之内拾石事任  
 先規寄附之沈金之收納并中  
 山林竹木諸役等免許如有來  
 永不可有相遠者也



慶安元年八月十七日

千木良村善勝寺に藏る所の古文書五通  
古書

一 德軍法皇公命の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙

一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙

二月六日

三法下

一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙

御朱印の御儀略沙  
御朱印の御儀略沙  
御朱印の御儀略沙  
御朱印の御儀略沙  
御朱印の御儀略沙

御朱印の御儀略沙

御朱印の御儀略沙  
御朱印の御儀略沙  
御朱印の御儀略沙  
御朱印の御儀略沙  
御朱印の御儀略沙

一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙

二月六日

一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙

御朱印の御儀略沙

與瀬村の内小原宿底澤藤右衛門所持古文書一通

一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙  
一 御朱印の御儀略沙

澤井村里正源左衛門所持の古文書一通

御朱印の御儀略沙

澤井の御朱印の御儀略沙  
澤井の御朱印の御儀略沙  
澤井の御朱印の御儀略沙  
澤井の御朱印の御儀略沙  
澤井の御朱印の御儀略沙

御朱印の御儀略沙







那内之種在口内  
中々村惣修事  
其内及之者如行  
者有抄造之  
録

十月廿二日 通事 出  
六浦有庄

松田之内平山寺  
於中里村御音者  
免事 在由法之  
五浦有庄物方  
生者於上江戶  
之御音之抄造録  
元皇之在之公号

七月廿二日 通事 出  
貯券形

尤吉田以之事變又  
具之抄元日何者  
中々御音之抄造及  
其食之公号

四月廿二日 通事 出

深浦有庄  
付券

範亨 再建券形中  
合前之地抄之事

為山之徳文序方  
抄心得之者如行  
十月廿二日 通事 出  
貯券形

御音流之種在口内  
中々村惣修事  
其内及之者如行  
者有抄造之  
録

七月廿二日 通事 出  
貯券形

御音流之種在口内  
中々村惣修事  
其内及之者如行  
者有抄造之  
録

御音流之種在口内  
中々村惣修事  
其内及之者如行  
者有抄造之  
録

六月廿二日 通事 出

三浦村之御音流  
再建券形中  
合前之地抄之事







可處冠科一狀  
如件

長享三年二月四日

為原 齋

寄進桐原實積寺口新隱菴

武藏國福毛新庄領家高

本田見方御事

右三父範懷為後生菩提院後

所奉寄附也然者藤壽丸重

奉寄附也仍狀如件

永享三年己未八月十二日

藤原藤壽丸家藏書範丸

新隱菴主父念藏王御事

武州橋花郡福毛庄

坂戸弼本田見方

代官德介永吉書文由

三頁文及寺口取付

申唯後人持申也付一

札取不成了仍為後日

一札如件

延應二年庚辰六月廿四日

初院茂

寄言書寄置齋

光明寺主 律并

長山之村相模國光明寺

蘭地官古書冬本後書

為寄進指置能指置上有達

此坊以內之一葉如件

永享三年正月廿四日奉書

光明寺 齋

光明寺塔之了也の

留年負五斗文如件

既為二世奉寄進

者也仍為一葉

如件

享祿二年二月廿日

市川棟左衛門

秀後齋

光明寺 齋

清寺家事

如和尚持付

於所本也

存寄附也

只一葉如件

了三年中

八月廿日 康行

光明寺 齋

中寺家并出向和之事也

和尚持付代書何事也

了存寄附也仍為一葉

進上之如也如件

天長元年十一月廿三日清齋

齋

光明寺 齋

夫之友 傳目閣下

光明寺主 律并

長山之村相模國光明寺

蘭地官古書冬本後書

為寄進指置能指置上有達

此坊以內之一葉如件

永享三年正月廿四日奉書

光明寺 齋

光明寺塔之了也の

留年負五斗文如件

清寺家并出向和之事也

和尚持付代書何事也

了存寄附也仍為一葉

進上之如也如件

天長元年

由齋

二月廿三日清齋

齋

光明寺 齋

六百文之下也



玉未代主撰合  
 此ありと之  
 ありと之  
 ありと之  
 ありと之  
 ありと之  
 ありと之  
 ありと之  
 ありと之  
 ありと之  
 ありと之

了りしもの  
 此未寺門  
 近き人  
 近き人  
 近き人  
 近き人  
 近き人  
 近き人  
 近き人  
 近き人  
 近き人

て未代主撰合  
 澤々  
 守  
 守  
 守  
 守  
 守  
 守  
 守  
 守  
 守

寄りし中  
 中  
 中  
 中  
 中  
 中  
 中  
 中  
 中  
 中

又野村里正彦四郎所持の古文書一通  
 去十七  
 小  
 小  
 小  
 小  
 小  
 小  
 小  
 小

根小屋村功雲寺に藏る所の古文書一通  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一  
 一



新編相模國風土記稿

自卷之九十三至卷之百二十五

要目

卷之九十三	鎌倉郡卷之二十五	卷之九十四	鎌倉郡卷之二十七	卷之九十七	鎌倉郡卷之二十九
山之内庄	山之内庄	山之内庄	山之内庄	山之内庄	山之内庄
十二所村	飯島	長谷村	稻瀨川	御靈社	御靈社
明王院	光明寺	長谷村	神明宮	星ノ井	星ノ井
春日社	補陀落寺	長谷村	觀音堂	坂之下村	坂之下村
光觸寺	亂橋村	長谷村	大佛獅子吼山	星ノ井	星ノ井
文六堂	辨谷	長谷村	土牢	御靈社	御靈社
大慈寺廢蹟	崇壽寺廢蹟	長谷村	安達藤九郎盛長第蹟	星ノ井	星ノ井
卷之九十四	卷之九十六	卷之九十八	卷之九十九	卷之九十七	卷之九十九
鎌倉郡卷之二十六	鎌倉郡卷之二十八	鎌倉郡卷之三十	鎌倉郡卷之三十一	鎌倉郡卷之三十一	鎌倉郡卷之三十一
山之内庄	山之内庄	山之内庄	山之内庄	山之内庄	山之内庄
淨妙寺村	長谷村	山之内庄	山之内庄	山之内庄	山之内庄
宅間谷	稻瀨川	山之内庄	山之内庄	山之内庄	山之内庄
八幡宮	神明宮	山之内庄	山之内庄	山之内庄	山之内庄
淨妙寺	觀音堂	山之内庄	山之内庄	山之内庄	山之内庄
大休寺蹟	大佛獅子吼山	山之内庄	山之内庄	山之内庄	山之内庄
公方屋鋪蹟	土牢	山之内庄	山之内庄	山之内庄	山之内庄
卷之九十五	卷之九十五	卷之九十五	卷之九十五	卷之九十五	卷之九十五
公方屋鋪蹟	安達藤九郎盛長第蹟	安達藤九郎盛長第蹟	安達藤九郎盛長第蹟	安達藤九郎盛長第蹟	安達藤九郎盛長第蹟



寶積寺蹟	六六
台村	六七
小袋谷村	六八
成福寺	六九
大船村	七〇
六國見	七一
離山	七二
常樂寺	七三
舊家小三郎	七四
卷之九十九	七五
鎌倉郡卷之三十一	七六
山之内庄	七七
岩瀬村	七八
大長寺	七九
今泉村	八〇
毘沙門堂	八一
不動堂	八二
笠間村	八三
長沼村	八四
正安寺	八五
上倉田村	八六
盛徳寺	八七
下倉田村	八八
永勝寺	八九
戸塚宿	九〇
問屋場	九一
清源院	九二
吉田町	九三
布施	九四
矢部町	九五
卷之百	九六
鎌倉郡卷之三十二	九七
山之内庄	九八
上之村	九九
白山社	一〇〇
證菩提寺	一〇一
中之村	一〇二
長慶寺	一〇三
鍛冶ヶ谷村	一〇四
小菅ヶ谷村	一〇五
馳川	一〇六
長光寺	一〇七
公田村	一〇八
舊家八兵衛	一〇九
桂村	一一〇
上野庭村	一一一
下野庭村	一一二
舞岡村	一一三
塚五	一一四
卷之百一	一一五
鎌倉郡卷之三十三	一一六
山之内庄	一一七
永谷上村	一一八
天神社	一一九
永谷中村	一二〇
上柏尾村	一二一
下柏尾村	一二二
植村庄右衛門正勝宅蹟	一二三
平戸村	一二四
白旗明神社	一二五
品濃村	一二六
燒餅坂	一二七
親見彦左衛門正勝墓	一二八
前山田村	一二九
後山田村	一三〇
徳翁寺	一三一

秋葉村	一三二
名瀬村	一三三
妙法寺	一三四
上矢部村	一三五
大善寺	一三六
宮澤村	一三七
中田村	一三八
石卷下野守康敬陣屋蹟	一三九
和泉村	一四〇
長福寺	一四一
阿久和村	一四二
岡津村	一四三
卷之百二	一四四
鎌倉郡卷之三十四	一四五
山之内庄	一四六
瀨谷村	一四七
妙光寺	一四八
瀨谷野新田	一四九
上飯田村	一五〇
下飯田村	一五一
長尾台村	一五二
長尾氏壘蹟	一五三
飯島村	一五四
横まくり	一五五
金井村	一五六
小雀村	一五七
殿谷	一五八
燈明寺	一五九
杉浦八郎五郎勝吉宅蹟	一六〇
田谷村	一六一
卷之百三	一六二
鎌倉郡卷之三十五	一六三
山之内庄	一六四
原宿村	一六五
谷深村	一六六
専念寺	一六七
汲澤村	一六八
高谷村	一六九
小塚村	一七〇
宮ノ前村	一七一
御靈宮	一七二
館蹟	一七三
彌勒寺村	一七四
大鋸村	一七五
清淨光寺	一七六
舊家小十郎	一七七
西村	一七八
卷之百四	一七九
鎌倉郡卷之三十六	一八〇
西見庄	一八一
東俣野村	一八二
俣野五郎景久宅蹟	一八三
上俣野村	一八四
柄澤村	一八五
城廻村	一八六
清水小路	一八七
貞崇寺	一八八
久成寺	一八九
玉繩城蹟	一九〇
舊家八郎右衛門	一九一
關谷村	一九二
山谷新田	一九三
影取	一九四
渡内村	一九五
溜井	一九六
天獄院	一九七



舊家左平太	一六一
植木村	一六二
岡本村	一六三
卷之百五	一六五
鎌倉郡卷之三十七	一六五
深澤庄	一六五
寺分村	一六五
大慶寺蹟	一六六
上町谷村	一六六
梶原村	一六七
御靈社	一六七
常葉村	一六八
北條陸奥守政村別亭蹟	一六九
平義政亭蹟	一七〇
津村	一七〇
七里濱	一七二
金洗澤	一七三
腰越村	一七四
滿福寺	一七五
片瀬村	一七六
片瀬川	一七八
龍口明神社	一八三
龍口寺	一八二
川名村	一八五
手廣村	一八六
青蓮寺	一八六
笛田村	一八七
卷之百六	一八八
鎌倉郡卷之三十八	一八八
江島	一八八
兒个淵	一九一
辨天社	一九二
本宮	一九四
本宮旅所	一九八
上宮	一九八
下宮	一九九
岩本院	二〇〇
上ノ坊	二〇三
下ノ坊	二〇三
獵師町	二〇四
卷之百七	二〇五
三浦郡卷之一	二〇五
圖說	二〇五
正保改定圖	二〇六
元祿改定圖	二〇七
今考定圖	二〇八
【倭名鈔】所載合郷五	二一一
今所唱合郷十六	二一一
今所唱合郷二	二一二
今所唱領名一	二一二
田越川	二一二
龜井戸川	二一二
平作川	二一二
岩川	二一二
障子川	二二三
産物	二二三
卷之百八	二二三
三浦郡卷之二	二二三
衣笠庄	二二三
小坪村	二二三
坂三	二二五
正覺寺	二二六
住吉古城蹟	二二七
櫻山村	二二八
田越川	二二八
六代御前墓	二二九

堀内村	二二〇
鏡摺	二二〇
三ッ浦	二二〇
森戸明神社	二二一
鏡摺古城	二二五
一色村	二二五
卷之百九	二二七
三浦郡卷之三	二二七
衣笠庄	二二七
長柄村	二二七
沼間村	二二八
河實院	二二八
神武寺	二二九
逗子村	二三〇
久野谷村	二三一
妙光寺	二三一
法性寺	二三一
橋原村	二三四
山根村	二三四
池子村	二三四
浦ノ郷村	二三四
法福寺	二三六
卷之百十	二三八
三浦郡卷之四	二三八
衣笠庄	二三八
上山口村	二三八
舊家八郎右衛門	二二九
下山口村	二二九
海	二二九
蘆名村	二四〇
淨樂寺	二四一
秋谷村	二四二
大崩	二四三
佐島村	二四三
長坂村	二四四
荻野村	二四五
林村	二四六
大田和村	二四六
滿宗寺	二四八
長井村	二四八
長徳寺	二四九
本和田村	二五〇
和田赤羽根村	二五〇
和田竹之下村	二五〇
入江新田	二五一
卷之百十一	二五二
三浦郡卷之五	二五二
衣笠庄	二五二
須輕谷村	二五二
上宮田村	二五二
十劫寺	二五三
舊家新左衛門	二五四
下宮田村	二五四
妙音寺	二五五
三戸村	二五五
福泉寺	二五五
小網代村	二五六
白髭明神社	二五六
新井古城	二五七
諸磯村	二六一
三崎町	二六一
海南明神社	二六四
番所跡	二六六
三崎城蹟	二六七
城村	二六八
卷之百十二	二六九



三浦郡卷之六	三六九
衣笠庄	三六九
二町谷村	三六九
中之町岡村	三七〇
東岡村	三七〇
原村	三七〇
宮川村	三七〇
向ヶ崎村	三七一
大椿寺	三七一
城ヶ島村	三七一
毘沙門村	三七二
金田村	三七四
菊名村	三七五
津久井村	三七六
長澤村	三七七
武村	三七八
東漸寺	三七八
衣笠村	三七八
不動堂	三七八
衣笠古城	三九〇
卷之百十三	三九四
三浦郡卷之七	三九四
衣笠庄	三九四
大矢部村	三九四
三浦氏古墳	三九六
小矢部村	三九六
岩戸村	三九七
巴女墓	三九八
久里濱村	三九八
久村	三九八
内川新田	三九〇
東浦賀	三九一
叶明神社	三九二
乘誓寺	三九二
西浦賀	三九四
番所	三九四
西浦賀分郷	三九七
大筒台場	三九七
燈明台	三九七
沼田城蹟	三九八
卷之百十四	三九八
三浦郡卷之八	三九八
衣笠庄	三九八
公郷村	三九九
舊家園右衛門	三〇一
舊家孫右衛門	三〇一
金谷村	三〇一
深田村	三〇四
中里村	三〇四
不入斗村	三〇五
西來寺	三〇五
舊家善左衛門	三〇六
舊家三郎左衛門	三〇六
上平作村	三〇六
舊家十郎左衛門・安兵衛	三〇七
下平作村	三〇七
池上村	三〇八
妙藏寺	三〇八
木古庭村	三〇九
城蹟	三〇九
卷之百十五	三〇九
三浦郡卷之九	三〇九
衣掛庄	三〇九
田浦村	三〇九
船越新田	三一一
長浦村	三一一

逸見村	三二二
鹿島社	三二二
三浦安針屋鋪蹟	三二二
三浦安針墓	三二三
横須賀村	三二三
諏訪社	三三四
良長院	三三四
泊船庵跡	三三四
佐野村	三三四
大津村	三三五
走水村	三三七
走水權現社	三三七
走水番所跡	三三八
鴨居村	三三八
觀音寺	三三九
義盛塚	三三〇
森崎村	三三〇
佐原村	三三二
佐原十郎義連居跡	三三二
野比村	三三三
最寶寺	三三三
卷之百十六	三三五
津久井縣卷之一	三五五
圖說	三五五
正保改定圖	三五六
元祿改定圖	三三七
今考定圖	三三七
今所唱郷・庄・里	三三八
鼠坂關	三四四
青野原關	三四四
荒川御番所	三四三
小佛峠	三四三
和田峠	三四三
三國峠	三四三
三増峠	三四三
龍居山	三四三
相模川	三四三
道志川	三四三
澤井川	三四三
境川	三四三
渡津五	三四三
産物	三四三
卷之百十七	三四三
津久井縣卷之二	三四三
毛利庄	三四七
千木良村	三四七
小佛峠	三四七
善勝寺	三四九
若柳村	三四九
鼠坂關	三四〇
御林山	三四四
寸澤嵐村	三四四
石老山	三四一
反畑	三四三
卷之百十八	三四三
津久井縣卷之三	三四三
毛利庄	三四三
與瀬村	三四五
藏王社	三四六
小原宿	三四七
舊家藤右衛門	三四八
吉野宿	三四九
金龜岩	三四九
澤井村	三五〇
卷之百十九	三五〇
津久井縣卷之四	三五〇



毛利庄	三五二
佐野川村	三五二
和田峠	三五四
甘草水	三五四
石橋尾神社	三五五
御石明神社	三五九
淨禪寺	三五九
神職軍荼利日向介多基成	三五九
小淵村	三六三
衣瀧	三六三
名倉村	三六四
石橋尾神社	三六五
桂林寺	三六六
卷之百二十	三六七
津久井縣卷之五	三六七
毛利庄	三六七
日連村	三六七
藏王權現社	三六七
舊家源三郎	三六九
牧野村	三七〇
蓮乘院	三七二
舊家五郎助	三七三
青根村	三七五
卷之百二十一	三七七
津久井縣卷之六	三七七
毛利庄	三七七
鳥屋村	三七七
青野原村	三七八
中野村	三六一
青山村	三六一
三ヶ木村	三六二
又野村	三六七
卷之百二十二	三六九
津久井縣卷之七	三六九
毛利庄	三六九
長竹村	三六九
根小屋村	三四四
卷之百二十三	三九九
津久井縣卷之八	三九九
毛利庄	三九九
太井村	三九九
三井村	四〇一
澁谷庄	四〇一
上中澤村	四〇二
下中澤村	四〇二
毛利庄	四〇四
上川尻村	四〇四
下川尻村	四〇五
小倉村	四〇六
葉山島村	四〇七
卷之百二十四	四〇八
津久井縣卷之九	四〇八
人物部	四〇八
卷之百二十五	四二二
津久井縣	四二二
御朱印并藝文部卷之十	四二二

新編相模國風土記稿 自卷之九十三至卷之百二十五 要目終

昭和八年八月二十日印刷  
昭和八年八月二十五日發行

版 權 所 有

大日本地誌大系 新編相模國風土記稿五

非 賣 品

編輯者 雄山閣編輯局

發行者 長坂金雄  
東京市麴町區富士見町二丁目八ノ六

印刷者 上田榮吉  
東京市淀橋區戸塚町一ノ一三

東京市麴町區富士見町二丁目八ノ六

發行所

雄山閣

振替東京二四二二七番  
電話九段〇三二七番



3A/23

大日本地誌大系刊行書目

第廿卷	第十九卷	第十八卷	第十七卷	第十六卷	第十五卷	第十四卷	第十三卷	第十二卷	第十一卷	第十卷	第九卷	第八卷	第七卷	第六卷	第五卷	第四卷	第三卷	第二卷	第一卷
伊勢伊三國志	新編鎌倉志	新編五畿內志	山州名跡志	山州名跡志	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編武藏國風土記稿	御府內備考	御府內備考	御府內備考	御府內備考
一					十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	四	三	二	一

第四十卷	第卅九卷	第卅八卷	第卅七卷	第卅六卷	第卅五卷	第卅四卷	第卅三卷	第卅二卷	第卅一卷
新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編相模國風土記稿	新編武藏國風土記稿	新編會津風土記稿	新編會津風土記稿	新編會津風土記稿	新編會津風土記稿
五	四	三	二	一	十二	五	四	三	二



